

令和2年第7回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和2年12月16日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	12月16日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋 3 番 山 本 隆 史 6 番 植 田 い ず み 8 番 森 田 勝 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫	2 番 長 良 俊 一 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 下 中 一 郎
欠 席 議 員	4 番 井 戸 太 郎	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 政 策 推 進 課 主 幹 政 策 推 進 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 健 康 保 険 課 主 幹 福 祉 こ ど も 課 主 幹 福 祉 こ ど も 課 主 幹 観 光 産 業 課 主 幹	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 大 辻 孝 司 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 橋 本 雅 至 大 浦 孝 夫 辰 巳 育 弘 西 岡 勝 三 島 野 千 洋 今 田 良 弘 松 村 嘉 容 寺 口 嘉 彦 酒 井 智 志 福 井 伸 幸 松 本 光 弘 山 崎 孔 史 浅 井 利 育 南 佳 子 乾 宏 美 岡 田 康 裕 川 端 康 嗣

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>都市建設課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹 教育委員会総務課主幹</p>	<p>竹 吉 一 人 藤 本 佳 利 浦 井 久 嘉 北 川 貴 史</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議会事務局長 主 幹 主 査</p>	<p>西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 大文字 睦 美</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	1 番	岩崎 真滋	1 今後の町財政と財源の確保について
7	7 番	山口 昌亮	1 第8期介護保険事業計画について 2 櫛原地区のメガソーラー建設計画について 3 所得等の控除引き下げの影響について
8	9 番	山田 仁樹	1 定住促進、空き家対策における空き家バンク制度について 2 椿井地区・元コーナン開発予定地の今後の土地利用について
9	3 番	山本 隆史	1 へぐりウォーターパークのあり方について
10	10 番	窪 和子	1 町財政の現状と健全な財政運営の確保について 2 新型コロナウイルス感染防止対策の町独自支援策の活用状況と対応について 3 子ども家庭総合支援拠点の設置について 4 一般不妊治療・不育治療助成の拡大を 5 近鉄竜田川駅の早期バリアフリー化を 6 LINE公式アカウントの開設を

令和 2 年 第 7 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 2 年 1 2 月 1 6 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和2年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されております。昨日、5名の議員の一般質問を終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号6番、議席番号1番、岩崎君の質問を許可いたします。岩崎君。

○1 番

おはようございます。それでは、議長の許可が出ましたので、先般通告させていただきました今後の町財政と財源の確保について質問させていただきます。

今年の3月議会の一般質問でも財政健全化について質問させていただきましたが、引き続きこの12月議会においても質問させていただきます。令和元年度の決算状況を見ると、年々増加する平群町の地方債残高は152億2,353万8,000円、将来負担比率は241.3%、財政調整基金は1億4,319万8,000円、令和2年度においては財政調整基金ゼロの見込みと厳しい財政状況であります。また、生産年齢人口の減少等による税収減や少子・高齢化の進行による社会保障費の増加が顕著に表れています。令和2年度の一般会計補正予算の資料を見ても、扶助費の4,537万1,000円など、総額2億8,039万円の補正であります。中央公民館の解体費用も当初の約4,000万円から約8,000万円になると聞きました。その他、各公共施設に目を向けると、かしのき荘や各学校、プリズムへぐり、体育施設、公園施設、清掃センター、斎場など、今後継続的に整備改修を行っていかねばならない施設が山積しています。また、役場庁舎についても用地の確保こそできたものの、建て替えのめどが立っていない状況です。

そこで、財政健全化に向けて、次の6点について質問させていただきます。

- 1 点目、財政状況の改善に向けての方策は。
 - 2 点目、歳入の確保策について。
 - 3 点目、歳出の抑制について。
 - 4 点目、県からの重症警報に伴う新たな財政支援について。
 - 5 点目、事務事業の整理・合理化について。
 - 6 点目、総人件費の抑制について。
- 以上 6 点について、答弁よろしくお願いたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、岩崎議員御質問の今後の町財政と財源の確保についてお答えいたします。

御質問の 1 点目、財政状況の改善に向けての方策はについてですが、本町の財政状況は、各施設の維持補修費や社会保障費である扶助費の増加、駅周辺整備事業の保留地処分に係る損失補償金への対応、また公債費負担が財政を圧迫している一方で、少子・高齢化や新型コロナウイルス感染症による町税収入や地方交付税等の減少が見込まれ、非常に厳しい運営を余儀なくされております。

なお、先日、奈良県より重症警報が発令され、町としても大変重く受け止めているところであります。本町は、これまでも様々な機会に財政状況を説明し、財政健全化の取組について住民の皆様の御理解、御協力をお願いしてきたところでありますが、今回の重症警報は、これまで以上に財政健全化の取組を推進する契機と捉え、県とも十分に協議を進め、実効性のある新たな財政健全化計画を策定してまいります。

2 点目の歳入の確保策についてですが、第 2 次健全化計画において、1、適正な受益者負担の促進、2、町有財産の計画的な処分、3、ふるさと納税の推進、4、固定資産税超過課税の継続等を掲げており、現在も取組を進めているところであります。今後策定する新たな財政健全化計画でも、具体的な事項を検討してまいりたいと考えております。

3 点目の歳出の抑制策についてですが、この事項についても、第 2 次健全化計画において、一つ、事務事業の整理・合理化、アウトソーシングの推進、二つ、各種団体・イベント関連事務の見直し、三つ、補助金、負担金の効果的な執行、四つ、新規事業の抑制などを掲げており、限られた財源を有効に活用するため、徹底した経費の節減など執行管理に努めているところであります。

4 点目の県からの重症警報に伴う新たな財政支援策についてですが、この重症警報において、県より指摘事項がございます。過去に借入れした借入金の残

高が多く、その返済が大きな財政負担になっていること、他の市町村に比較し、認定こども園、給食センター、清掃センターの直営、また年齢構成の上昇により人件費が増加、緊急時に備えた貯金が少ないことなどが指摘されています。県との合同勉強会を通じて財政健全化に向け、より踏み込んだアドバイスを行っていきたいとされているところであります。

5点目の事務事業の整理・合理化についてであります。今財政の健全化が喫緊の課題と捉えております。行政内部の事務事業をいま一度点検し、経費の削減、合理化に努めてまいります。

6点目の総人件費の抑制については、総務防災課よりお答え申し上げます。以上です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、6点目の総人件費の抑制につきまして、総務防災課のほうより答弁させていただきます。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法第14条及び24条に定める情勢適応の原則、均衡の原則、職務給の原則、条例主義の原則に基づき決定されております。これらを踏まえ、令和2年度人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を引下げ、減額したところであります。民間企業との格差是正を図ったものであります。総人件費としましては、正規の職員の給料はもちろん、特別職の報酬、会計年度任用職員の報酬、その他各種手当、退職手当の負担金、さらには共済の負担金などが含まれております。

人件費の抑制につきましては、様々な手法がございますが、我々職員につきましては、現在、水曜日・金曜日をノー残業デーと位置づけ、職員の健康管理も含めた時間外勤務の減少に取り組んでおり、これも人件費抑制の側面ということになります。また、昨年まで実施してきました新規職員の採用の一部凍結もその一つであります。しかしながら、現在、職員の年齢構成が逆ピラミッドになっており、将来の組織の脆弱化が懸念されております。そのことを踏まえまして、令和3年4月に職員採用を予定しているところでございます。総人件費の抑制につきましては、財政状況が大変厳しいことは重々認識しておりますが、組織の将来、そして職員の今後の生活にも関わることでありますので、早急かつ慎重にですね、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○ 1 番

それでは、6点再質問させていただきます。

1点目、財政状況の改善に向けてということで、答弁の中で新たな財政健全化計画をつくるということを知りました。具体的な内容を分かる範囲で教えてください。

2点目の歳入確保についての再質問です。町有資産の計画的な処分ということですが、若葉台のゲートボール用地、南保育園跡地、中央公民館跡地はどのような計画処分になりますか。

3点目の歳出の抑制についての再質問です。中央公民館の解体費用は約4,000万円から8,000万円に上がったと。厳しい財政状況の中です。何とか工夫して4,000万円に近い金額でできないものでしょうか。

4点目、県からの重症警報に伴う新たな財政支援についての再質問です。県との合同勉強会ということで答弁がありました。町行政からどのような、今後計画の提案の内容を分かる範囲で教えてください。

5点目の事務事業整理・合理化についての再質問です。今いろいろ判こをなくす判こレスというのが進められていると思いますが、これ、平群町もどのようなスリム化になるのか教えてください。

6点目の再質問です。総人件費の抑制ということで、非常に言いづらいところもありますが、平群町の職員の給与水準が少し県内の市町村と比べて高いと、上から3番目かなと。財政が厳しい割に少し高いのかなと。県の平均に近いぐらいまで調整できないかなと。

以上6点、答弁をお願いします。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

ただいま6点について御質問を頂いておりますので、再答弁させていただきます。

まず、新たな財政健全化計画についての件でございます。この件につきましては、これまでも第2次健全化計画をベースにですね、いろんな財政健全化について取り組んできたところがございますけども、今回、新聞報道でもありましたように、県のほうが重症警報を発令したと、そういうことで我々も大変重く感じていると、先ほど答弁申し上げたところがございます。今後のですね、新たな財政健全化計画の策定の件でありますけども、今の2次健全化計画をベースにしながらですね、どのような健全化をしていくかということの柱立てをやっているところがございます。今、具体的にですね、どのようなことに

ついて検討していくということはなかなか申し上げにくいところでございますけれども、県からの重症警報において、特に指摘されているのが公債費が高いというようなことでございます。公債費については、残高が150億ということで、毎年度の償還が約11億、そのことが町財政を大きく圧迫していると、それが原因でございますので、そういった普通建設事業の抑制というものはこれからの健全化計画を策定していくに当たって、なかなか避けて通れないような状況でございます。具体的なことはですね、この場で申し上げることはできませんけれども、県との合同勉強会の中でいろいろアドバイスを頂きながらですね、つくってまいりたいと考えております。

それと2点目、歳入の確保策ということで、町有地の計画的な処分ということで御質問を頂きました。町有地の処分ということで、以前から若葉台のゲートボール場の用地とか南保育園用地、本年5月、10月にも官公庁オークションで公売を実施しておりますけれども、残念ながら参加申込みがなかったという現状でございます。これらの用地についてはですね、引き続き処分の手法も含めて、また検討してまいりたいと考えております。中央公民館の跡地についてもですね、今解体工事の準備を進めておりますけれども、その解体工事完了後の売却を目指して事務手続を進めていく、そういうものでございます。

あと、3点目ですね、これも中央公民館の解体工事の増額を、さきの補正予算で約4,000万から8,000万円の増額補正をさせていただきました。それについての歳出の抑制ができないかというような御質問だったかと思えます。この解体工事ですね、現在入札に向けて事務を進めているところでございますけれども、落札価格が高止まりすることのないようですね、これも進めているところでございます。

続いて4点目、県からの重症警報の件での御質問でございます。今のところ、県から具体的な指導とか町からどういったことをするというようなことまでは至っておりませんが、この年末にも県の担当者とお会いしまして、これからの新たな健全化計画について意見交換、または指導をしていただく予定になっておりますので、それらを通じてできるだけ早期にこの健全化計画をつくってまいりたいと考えております。

5点目、判こレスの件について御質問を頂きました。判こレスにつきましては、議員御指摘のとおり、国や各自治体において行政改革の一環として行政手続の簡略化、住民サービスの向上や業務の効率化を目的として、これまで印鑑を求めてきた書類について、国、県の法令規則などで義務づけられているもの以外については廃止していく方針ということで進められております。平群町におきましても、これらと流れを同調させまして、判こレス化によるオンライン

の促進、ペーパーレス化による住民の皆様の来庁の手間を省く、また密を避けるという観点からもですね、現在それぞれの部署において押印を求めている文書を調査し、省略が可能かどうかを協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問を頂きました。総人件費についての再質問でございます。給与水準が高いのではないかと、上から3番かなという、これはおっしゃったのは恐らく毎年ある業者がですね、インターネット上で公務員の年収ランキングというのを出しているという、この数字のことをおっしゃってるんだらうなと思います。3番というのは平成31年、令和元年のデータということでございます。これもいろいろ指摘も頂きまして、少し分析、確認もさせていただきました。このランキングにつきましてはですね、国が公表している数値をもちろん用いているということでございますが、私どもの給与につきましては、4月に給与実態調査というのがございまして、その数値を基にしております。結果的には、4月の給与を基に計算されております。平成31年4月というのはですね、統一地方選挙がございまして職員の手当ですね、時間外勤務手当、また管理職の場合は管理職に特別勤務手当というのが選挙中は出ます。その数値がかなり高くなっているというのが原因の一つということでは思っております。ただ、選挙やったらよその自治体もあるじゃないかということなんですけども、ない自治体もございまして。また、時間外勤務じゃなしに、振替休日等で処理している自治体もございまして、その辺についても差はあるということでございます。それ以外の原因としましては、職員の年齢構成が令和元年では県内で4番目に上がっていると。年齢構成が高いというのも一つの原因なのかなと。平均して割りますので、どうしても高いところで割ってしまうというのも一つというふうに考えております。

あと、給与につきまして、奈良県でせめて真ん中にならないのかという御質問も頂きまして、その辺につきましても、給与の高い低いを示す一つの指標というんですか、ラスパイレス指数というのがございます。これにつきまして、令和元年度の県内におきまして真ん中の順位、39市町村ございまして、18、19、20これが同率ということで平群町という今の状況でございます。また、ラスパイレスの指数で、全国の類似団体、平群町と産業構造のよく似た類似団体との比較というのもございます。これにつきましても、これは0.3ポイント、平群町のほうが低くなっているという状況、さらには全国町村平均という

のもございまして、これにつきましては0.4ポイント高くなっているというのがあるんですけども、総じて分析する中では、ラスパイレス指数につきましては全国を見ましてもおおよそ真ん中ではないのかなというふうな認識をしているところでございます。ただ、今の財政状況を考えまして、これがいいのかどうか、これはいろいろ議論がございますので、今後ですね、いろんな対策を講じていく必要もあるかもわかりませんが、このところは今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

岩崎君。

○1 番

分かりやすい答弁ありがとうございます。

最後に、コロナ禍で職員の皆さんが一生懸命頑張っておられるのは十分認識しております。しかしながら、全国的に真ん中ということで、今、課長のほうから答弁がありましたが、やはり4割カットの町長をはじめ、町行政、議会、一致団結をお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議 長

それでは、岩崎君の一般質問をこれで終わります。

9時35分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時22分)

再 開 (午前 9時35分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号7番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○7 番

おはようございます。それでは通告に基づいて、大きく3点について質問いたします。

まず1点目は、第8期の介護保険事業計画についてであります。

介護保険事業は、来年度から第8期になります。既に計画策定委員会を立ち

上げ協議が行われ、事業計画に基づく1号被保険者の保険料も提案されます。本町の制度開始時、第1期、2000年から2002年度ですが、このときの基準月額保険料は3,055円、年間では3万6,600円でした。現在の第7期の基準月額保険料は5,168円で、制度開始時の1.7倍、年間では6万2,000円と非常に高額になっています。1号被保険者の保険料が上がり続けている最大の問題は、高齢者の中で総給付費が増え続けているにもかかわらず、国などの公費負担が50%にとどまる一方で、1号被保険者の負担割合が計画見直しごとに1ポイントずつ上がり、当初の17%から現在の第7期は23%となっていることです。これはあくまでも国政の問題、課題ですが、このことは指摘しておきます。

今回の私の質問は、本町の介護保険事業の問題点を明らかにし、それを是正することにあります。そのための前提として、まず介護保険事業のシステムを明確にします。介護保険事業は、総給付費を賄うための負担割合が決まっています。国が25%、県と市町村がそれぞれ12.5%です。そして、残りの50%を65歳以上の1号被保険者と40歳から64歳までの2号被保険者が負担します。これらが負担割合どおりであれば、介護保険会計の各期終了時点では基本的に収支はとんとんになります。ところが、そうはならないのはなぜか、国や県、市町村と2号被保険者については次年度での精算も含め、負担割合どおり介護保険会計に入金されますが、1号被保険者の保険料については事業計画で決まった3年間の総給付費、あくまで計画上の総給付費に基づいて保険料総額が算定され、実際の総給付費と乖離があっても、3年間はそのまま取り続けるからです。要するに、計画の総給付費が実際の総給付費を下回っても、上回っても保険料は3年間そのままということです。この結果、介護保険会計は実績が計画を下回れば黒字に、上回れば赤字になります。見方を変えれば、1号被保険者の保険料で介護保険会計が黒字・赤字が決まるということです。本町の場合、総給付費の計画に対する実績の割合は、第3期が95.79%、4期が95.43%、5期が96.1%でした。実績のほうが下回っていますが、5%以内です。これでも5期末の介護保険会計の剰余金、要するに年度末に残ったお金ですけれども、基金プラス実質収支ということになります。これが1億5,000万円になりました。第6期は82.13%で、実績が大きく下回りました。この結果、6期末の剰余金は3億5,800万円に膨れ上がり、現在の第7期は昨年度までの2年間で実績の割合は85.54%でした。これでさらに基金が積み上がり、現在の基金残高は4億4,000万円になっています。

そこで、以下の点について質問します。

1点、第7期最終の今年度の現時点での総給付費と介護保険会計の実質単年度の収支の見込額は。

2点目、第6期と第7期の2年間までの総給付費が計画を大きく下回った要因は。

3点目、第8期の事業計画策定に当たっての基金の活用について。6期の策定までは5,000万円程度を残して、それを超える部分は取り崩して保険料軽減に充てていました。ところが、第7期の策定委員会では、基金の見込みが3億円とこれまでにない高額になったため、多くを取り崩して保険料軽減に活用すれば8期に保険料を大幅に引き上げなければならなくなるとの意見が策定委員会で大勢となり、第7期に活用する基金は1億5,000万円に決定されました。現在の基金残高は、前期以上の4億数千万円と高額です。7期の策定と同様に、9期に大幅に保険料を上げなければならなくなるとして基金の活用額を抑えれば同じことが続きます。以前のように、5,000万円程度を残すというルールを決めるべきです。町長の見解を伺います。

4点目は、今年から給与所得や公的年金等所得の控除が10万円引き下げられました。その穴埋めとして基礎控除が38万円から48万円に引き上げられたため、おおむね850万円以下の年収の人は、所得税、住民税の増減はありません。また、国民健康保険税についても、基礎控除が33万円から43万円に引き上げられるため影響はありません。しかし、1号被保険者の介護保険料については基礎控除はないので、同じ年収であっても所得控除10万円引下げで、所得額が10万円増え、所得段階が一つ上がる人が出てきます。今年度の保険料をベースにした影響人数と影響額を明らかにしてください。また、この影響への対策を伺います。

5点目、介護保険料の公平性を高めるために、現在の所得段階を細分化すべきです。現在の11段階は合計所得の金額の差が80万円から300万円もあって、保険料が同額というのはいかかなものではないでしょうか。細分化して累進性を高めるべきです。町長の見解を伺います。

大きい2点目、櫛原地区のメガソーラー計画について。6月議会、9月議会に引き続き質問です。

まず、一つ目ですね、48ヘクタールにも及ぶ大規模開発について、計画段階、事業者と行政との事前協議の段階から住民に計画内容を知らせるべきだったとの9月議会での私の質問に、町長と副町長が「事前協議の段階で議会に知らせるべきだった、深く反省している」と答弁しました。これについては、ぜひ今後に生かしていただきたい。同時に、この間の説明では「事前協議は昨年2019年1月11日から」とのことでした。しかし、事業者はその2年以上

前の2016年10月21日に事前相談確認書を町に提出し、その後、幾度か町に相談・協議したと説明しています。これが事実なら、この時点から事前協議が始まったということになりますが、どうでしょうか。

二つ目、メガソーラー事業について、国は太陽光発電の事業計画策定ガイドライン、その中の地域等の関係構築のところで、「事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること」このように明記しています。この国の指針を遵守すれば、少なくとも計画地の櫛原地区はもちろん、下流域の樁台や緑ヶ丘、西向、槻原の住民と適切なコミュニケーションを図る必要があったはずで、事業者に対してそのような指導をされたのでしょうか。同時に、事前相談確認書提出以降の指導内容の説明を求めます。

3点目、住民説明会について、事業者は昨年12月と今年8月の2回、全住民を対象に実施し、10月下旬から今月初旬までに自治会単位の説明会を実施しました。この自治会単位の説明会の内容と結果について、事業者からの報告内容の説明を求めます。

四つ目、町主催の住民説明会を開いてほしい、この住民の要望に、町は「民間開発の住民説明会は事業者が行うもので、町行政はしないことになっている」との答弁でした。しかし、この問題は平群町のまちづくりに関わる問題です。当然、町行政の立場で住民に説明する必要があります。同時に、メガソーラー送電線の町道占用・使用については町の許認可ですから、少なくともこの点だけでも住民説明会を開催すべきです。町長の見解を伺います。

5点目、48ヘクタールもの山林の開発による事故や災害時の補償については、事故や災害の補償、防災面、調整池の管理、20年後のパネル等の処理と植林など、細部にわたって実効性のある協定を結ぶとのことでした。この協定の素案を10月初旬に事業者に示したとのことですが、その内容と協議の進捗状況を説明してください。

6点目、新たな防災ハザードマップでは、想定雨量がこれまでの1日195ミリから、12時間316ミリに変更されました。事業者の計画は従前の1日195ミリで設計されたままです。「新たな想定雨量で計画変更すべき」との私の質問には、「新ハザードマップと大和川の決壊基準とは違う、現計画の調整池は県の指導に基づいた設計となっている」との答弁でした。しかし、県の指導は従前の基準に基づくものです。また、大和川の決壊は大丈夫としても、櫛原川や竜田川が大丈夫とはなりません。町としても、事業者に新たな想定雨量に沿った設計変更を求めるべきです。町長の見解を伺います。

7点目、メガソーラー送電線を町道に埋設することについてお聞きします。

① 2万2,000ボルトの高圧送電線が町道に埋設されることに、自治会や子ども会などから埋設しないでほしいという要望書が西脇町長宛てに寄せられてると聞いています。どのような団体からどのような要望か説明してください。また、これらの要望に、町として返答されているのでしょうか。

② 事業者から今年2月21日、町に町道の占用許可申請が出され、町は3月12日、西和警察署に道路占用の協議並びに通行禁止の意見照会をして、3月17日、西和警察署から条件付の同意を受け、同日付で占用を許可しました。占用許可の許可期間は、許可日から昨年度末の3月31日までです。町の道路占用許可の申請に当たっての提出書類の様式には、添付書類欄として位置図・平面図・立面図・交通安全対策図、そして米印、通行止めの場合、矢印として同意書・迂回路表示図とあります。ところが、事業者が提出した申請書の添付書類欄では、通行止めの場合、同意書、この項がありません。9月議会での担当課長は「占用申請に同意書は必要ない」と答弁しましたが、町が作成した様式と矛盾します。どういうことか説明してください。

③ 事業者提出書類の受付の最終決裁が担当課長になっています。許可の決裁も担当課長が行っているということでしょうか。

4点目、住民、特に子育て中の父母らは、高圧送電線による電磁波の人体への悪影響について大きな不安を持ち、「このままなら引っ越す」との声も出ています。この声に対する町長の所見を伺います。

(8) 建設計画地にある磨崖仏の保存について、教育委員会は「民有地内の未指定文化財で、その取扱いは所有者、管理者の判断。開発行為の制限の対象にならない。行政として保護の対象にするのは困難」と答弁しました。文化財保護の観点から、ちょっとどうなのと感じたのは私だけではありません。たとえ開発されても、残す努力をするのが本来の文化財行政の姿勢と考えますが、教育長の見解を伺います。

大きい3点目、所得等の控除引下げの影響について。

先ほど介護保険のところでも指摘しましたが、所得等の控除引下げは多くの社会保障制度に影響します。介護保険以外のこども園の保育料や公営住宅家賃などの負担だけでなく、児童手当などの給付にも影響します。影響を受ける制度と、それへの対策を伺います。

大きく3点について、当局の明確な答弁を求めます。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、山口議員の大きな1項目めの第8期介護保険事業計画についての

御質問にお答えいたします。

まず、1点目の今年度の現時点での総給付費と介護保険特別会計の実質単年度収支の見込額についてですが、今年度、令和2年度の総給付費は4月から10月の7か月分の支払い状況から、1年間で保険給付費で16億9,400万円、地域支援事業費1億600万円で、合計約18億円と見込んでいます。また、実質単年度収支は、令和2年度実質収支額約3,600万円から令和元年度実質収支額約7,700万円を控除し、令和2年度積立額約4,100万円を加えた結果、ほぼプラマイゼロ円と見込んでいます。

次に、2点目の第6期と第7期の総給付費が計画を大きく下回った要因についてですが、要因としましては、国の動向、高齢者数や介護認定者の状況、給付実績などにより計画をしておりましたが、3年間安定した運営を行うため、堅めの計画となったことが、結果的に計画が過大となり、計画と実績が乖離した要因と考えております。

次に、3点目の第8期の事業計画策定に当たっての基金のルールづくりについてですが、基金については、総給付費が年々増加傾向であることや介護保険事業の安定的な運営を考慮し、第8期の計画だけを考えれば1億円から1億5,000万円ぐらいは必要であると考えておりますが、基金の必要額については第8期の計画や第9期の計画も見据えながら、策定委員会で議論をしていきたいと考えております。

次に、4点目の給与所得や公的年金等、所得の控除引下げに伴う保険料の影響人数と影響額及び対策についてですが、第8期から介護保険料の段階別境界区分について、第7段階から第9段階の3段階において境界区分がそれぞれ10万円から20万円引き上げられる予定となっていることから、大半の家庭への影響はなくなるものの、第6段階から第7段階に上がる方が182名で114万6,600円、第9段階から第10段階に上がる方が5名で4万7,000円、合わせて187名で119万3,600円の影響となります。なお、この保険料の増額については、結果的に基準額の引下げにつながることであります。

次に、5点目の介護保険料の所得段階を細分化し累進性を高めるべきについてですが、所得段階については国の標準段階の区分を基本として、平群町におきましては、所得段階を国の標準段階の9段階から2段階増やして11段階までとし、高所得者への負担も配慮していますので、現状の所得段階の区分でいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

まず反省がないのよね、はっきり言うけど。こういう資料を作りましたけどね、1期、2期はちょっと私が議員になる前が1期で、2期は介護の年が議員になった年なんで、ちょっと資料がなかったもんですからできなかつたですけど。毎年、これね、3年に1回、介護計画ができた後にできてます。私、4期の計画が終わってから、4期のときから介護保険の委員をですね、3期9年間やらせてもらいました。だから、5期、6期、7期の計画には参加してるんです。それで、ここでちょっと資料を作ってみたんですけど、さっき言ったように、3期、4期、5期は95から100の間で、大体95、96なんですよ。だから、3.5%からいうと、3.9%から4.3%の間なんですよ、低いのは、差は誤差。それでも黒字になるのは、さっき説明したとおり、そんな言うまでもないですよ。なぜあそこまで細かく言うかという、理事者の皆さんは分かってたって、今日は傍聴の方もいらっしゃるし、議員の中でも介護保険をあんまり知られてない方もいらっしゃるかもわからないので詳しく説明したんですが、それがですよ、6期は82.13ですよ、実績に対して。18%乖離ということは分かりますか、これは3年間の合計ですよ。例えば、6期というと、計画は56億6,900万なんです、3年間の総給付費が。使ったのが46億5,600万なんです。10億以上空いてるんですよ。だから18%、じゃあ、10億円空いたら、さっきも言ったように黒字か赤字かは、1号被保険者の保険料だけなんですよ、決まるのは。ただ、平群町の場合は今23%、6期は22%、全体に対して1号被保険者の分がね。それは22%、これ、6期やったら掛けたらそのまま出るんだけど、ただ平群町の場合は詳しいことは別にして、国は全部で25%、持分ね、そのうちの5%が調整交付金です。この調整交付金というのは、全国1,800近くある市町村、それぞれ介護事業をやってます。平群町の場合は、何かの数字で決めるんですけども、これが6期のときは1.7%ぐらいしかもらえない、平均で5%、だから高いところだったら10%もらえるところもあるわけですよ。でも、平群町は1.7%しかもらえない。だから、3.3%分は1号被保険者が持つということになるんですよ、計算上は。だから、22%を掛けてそのまま余るということにはならないんですけども、それでもこのときにまた増えたんですよ。

もう古い話は別にして、じゃあ、7期だけ言います。7期の議論をしたときに、策定委員会で議論しました。そのときは3億余るという見込みやったんですよ。実際は3億4,060万9,000円、決算は余ったんですけどね。でも、そのときは3億余ると、この3億の基金をどう使いましょうという話になって、

事務局は何て提案しましたか。1億円から5,000万刻みで2億5,000万までどう崩しますかというのを策定委員会に出したわけですよ。ほんならどれがええですか。ある人が、いや、あんまりこれで下がったら次に大変でしょうという話にどうしてもなるじゃないですか、普通に考えれば。別にその人の意見が悪いんじゃないでなくて。そしたら、ええとこで1億5,000万崩したらええんじゃないかということで、実際に第6期や第7期については保険料は若干下がりました。月で言うたら数十円ですけど。5,266円から5,186円やから40円下がったんやね。年間で言うたら480円ですけど、そうですね。下がったんですが、しかしです、今余ってる金は4億4,000万ですよ。どう計算したらそうなるのよ。どんなつくり方したかということなんです、問題は。要するに、総給付費が今回、例えばさっきちょっと言いましたけど、7期の場合、まだ今年度決算は出てませんけども、今年度予算どおりとして、予算どおりになかなかいきませんよ。今、課長のほうから今年度は1億8,000万程度とおっしゃいました。今年度の当初予算は1億8,060万5,800円というのは、予算上の総給付費です。それより600万少ないんです、それでも。でも、今年度の計画上の総給付費は22億ですよ。4億離れてるんですよ、もう予算と見たって。何でそんな計画になるんですか。高め高めに見ているのに決まってるじゃないですか。

さっき言った、話があちこち行きますけど、だから3億と見込んでた金が1億5,000万取り崩すから、7期が終わった時点で、平群町の介護保険会計は1億5,000万の金が余ってれば計画どおりです。それはどう見たって、今年度は今プラスマイナスゼロって言ったけど、初日はあなた、1,500万円ほど黒字になると言ったよ、今年度の介護保険料については、補正予算のところで。1,500万円の黒字を見込んでますよって、今の答弁やったらプラスマイナスゼロって言ったよね。1週間でそんなに変わるのかいなということも含めてね。

ほんでね、僕が一番気になるのは策定委員会で協議しますって、あなたたちはいつも言うんです。協議するんです、当然そういうふうになってるんですから。協議はするけれども、策定委員会で決まったことが全てではないんですよ。ここだけははっきりさせてくださいね。第6期の計画のときに、当時の岩崎町長は、策定委員会では基金5,000万の引下げで決まったんです。私は反対しましたけどね。決まったんです、大勢で。でも、議会に出てきた案は6,000万の基金を取り崩してたんですよ。何ですか、それ、町長の裁量で、そこまでだったら大丈夫という。最終的には、だから町長の決断で決めてるんです。だからね、全部取り崩せとかそんな乱暴なことは言いませんが、私はね、策定

委員会に何でも決めてもらいますからというような答弁はやめていただきたい。当然、策定委員会でも協議はします。しかし、それをリードするのは事務局です。事務局案以外に通ったことなんか1回もないですよ、私、3回やって。私は反対したけど全部可決です。ほかの人たちは、みんな真面目な人たちですから、町のほうがちゃんとやってくれてるという信頼の下にやってるんだと思うんですが、本当にあれですよ、5期、6期、7期と相当崩れていってるのに、今も大変だからって見込んでという話でしょう。だから、事務局がどういう案を出すかですよ。だから、ルールをつくるべきって、この前から何回も言ってるんです。基金の取崩しについてはルールをつくるべき。

それとね、3年間で決まったものは1回も下げられないというのもおかしい。町長の裁量でできるんです。こんな4億もため込んでしもてね、取り過ぎてですよ、1人1万何ぼ取り過ぎてるんですよ、年間。3年間で言うたら3万以上取り過ぎてるんですよ、平均で。だから、そこんところはもう1回きちっと反省してるのかどうかをはっきりしてください。これ、町長、答えてください。これを決めるときは町長じゃなかったけど、そういう過去の事例も見て今後どうするか、町長、答えてくださいね。

それとね、いろいろ再質問をシミュレーションしてたけども、今の答弁で、しっちゃかめっちゃかでまともな答弁は全くなかったから。ちょっと所得段階について、これはね、本当に大きいんですよ。第8段階は合計所得でいうと200万円から300万円でしょう。これはまだ100万円のずれですけどね、第9段階では300万円から500万円ですよ。10段階になったら500万から800万円ですよ。300万円、所得500万円の人と800万円の人が一緒なんですよ。ここだけ考えたっておかしいでしょう。全体に安いときならまだ分かるんです。第1期とかやったら、500万以上はみんな一緒でしたからね。金額が少ないときは分かるんですが、介護保険料がここまで高くなって、今全国平均は月六千何ぼでしょう。平群町はまだ安いほうですけど。そこんところはね、この前のキャラバンの交渉のときでも、一切しないという答弁でしたけど、何でしないのか全然理屈ないですよ。王寺町は10何段階やってるわけでしょう、もっと。一番多いところやったら二十何段階です。なぜそこまでするかと言ったら、公平性を保つために、500万の人と800万の人がね、今やったら年間10万円ぐらいになると思いますけども、500万と800万やったら11万5,000円か。500万円の人の11万5,000円と、800万円の人の11万5,000円はね、全然違うんですよ。だから、累進性を持たせて細かくせいと言うてんのにやらないって、何を言ってるんですか。それも、もう1回町長どうなんですか。平群町へ入ってくる金は一緒にできるんで

すよ、基本的に何ほ細かくしたって。ただ、事務作業が大変なのかどうかは知りませんが、そんな1回だけじゃないですか。なぜ11段階にこだわるのか、国がやったとおりしかできないんですか。誰のための介護保険ですか。平群町の裁量でできることはいっぱいあるわけですよ。そこをもう1回答えてください。

一番最後に言ったの何やったっけ。さっき言った答弁はちょっとおかしいんやな。全然今メモできんかったけど。だから、ちょっとね、その辺、基本的なところで、きちっとね、もちろん理屈は分かってやってるんだらうけど、自分らは楽なことばかり考えてたらあかんで。そんな20段階にしたって別にええわけやんか。50万円刻みにしたって構わへんねん。払うほうは結局、所得に応じて払ってるわけですけども、あまりにも300万も所得違うのに同じ金額というのはいかがなものかというのは誰が考えたって分かるんでしょ。それを何でできないというのが全然理解できない。何の問題もないんですよ。金額のことを言ってるんじゃないんですよ。段階を増やすだけですよ。ちょっと事務作業を増やすだけですよ。何でそれができないのか。その2点、とにかく反省。

それから、今度のやつについて基金を何ぼ使うのか、事務局としてどう思ってるのか、町長の腹積もりはどうか。今月の25日に策定委員会するんでしょ、そこへ提案するんでしょ。保険料の金額も提案するって聞きましたよ。ということは、もう今日は16日ですから、あと9日ですよやんか。もう案はできてるはずや。腹積もりを言ってください。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、再答弁にお答えをさせていただきます。

あと、計画と実績の乖離について反省しているかということで、先ほど説明のほうをさせていただきましたけれども、第6期につきましては、高齢者の介護予防の取組も要因となりまして、実績のほうが実際減って乖離ができました。第7期のときにも同じような考え方でそれをするのかということで議論されたと思うんですけども、ただ、3年間安定的に計画するという必要がありましたので、結果的には6期と同じような計画になり、実際には数字でいきますと、計画平均1.1倍に対して、毎年の実績は1.03倍と乖離がございました。そういうことを踏まえましてですね、もう第8期ではその実績を踏まえながら平群町の実態に合った計画として、乖離のないよう今度は努めていきたいと考えているところでございます。

あと、基金を幾ら残すのかという御質問と思います。先ほど回答させていただきましたように、安定的には基金を町のほうでは約1億円から1億5,000万円ということで考えております。今度の策定委員会でも提案させていただきます。今回、前回と同じようなことになってると思いますが、第8期でいくのか、第9期で分割していくのか、それをパターンを示しながら、策定委員会で委員さんの意見を聞かせていただきながら、今回は決めていきたいなど。そのときに、基金の必要額についても幾らがいいのかということで、町の考え方を示しながら意見を頂きたい、そのように考えています。

次に、所得段階の細分化についてですね。このことにつきましては、国の考え方としましては、通常は9段階により設定するのが一番好ましいと。ただ、保険料額が全国平均を大きく上回り、低所得者の負担が過大になるなど特別な事情がある場合については市町村の判断によって所得段階の細分化など、適用することが考えられると、そういうことになっております。平群町の場合ですね、保険料のほうは全国平均を下回っております。全国平均5,869円に対しまして、平群町は5,186円と、そういう状態になってます。また、国の9段階に対して、平群町は11段階、一定の所得段階の細分化にも考慮しております。ですから、8期についても現状の段階でいきたいなど、そういうふうにかけているところがございます。累進性を高めることによって、低所得者の負担の軽減にもつながるんですが、一方で上がる方もおられますので、町としては国の基準よりも追加で2段階増やして累進性も一定考えてますので、高めることについては一定慎重に努めていきたいと、そのように考えてございます。

あと、策定委員会ですね。策定委員会では、現状はこのまま据え置きたいとは考えてるんですけども、委員の中にはいろんな御意見をお持ちの方、そういう方もおられますので、委員の皆さんには町の考えを示した上で意見を求めていきたいと、そのように考えています。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

1億5,000万を残すということなん、崩すということなん、残すぐらいで提案したい。ということは、3億取り崩すぐらいで町としては提案したい。ただね、私はルールをつくるべきやと思いますよ。ほんでね、後の期に負担が行くって言うけども、国民健康保険も一緒ですけどね、天井上がりに上がるなんてできないんですよ、払えないんだから、そこまで上がれば。だから、そこんところは前も言ったけど、斑鳩は3,000万を残すとかルールをつくってる

んですよ。平群町は6期のときにあまりにも余り過ぎだから、6期終わりやね、だからパニックって変なことになってるからね。だから、しっかりと今期は3億なんて言わんと、4億何ぼあったら4億ぐらい取り崩して一気に下げたらええんですよ。

それとね、もう一つ言いますけどね、町の案というけど、ほとんどコンサルでしょう、つくってんの。丸投げじゃないですか、いつも。5期のときはひどかったですよ。策定委員会で私が質問したら、答えるのはコンサルの職員が答えてたんですよ。そのときに怒ったから、次からそれはなくなったけども。でも、職員はこそこそコンサルに聞いて答弁してるというような、格好の悪いことをやってたわけですよ。だからね、自分たちできちっと、当然国のほうはころころころころ変えてきますから、今日も新聞に載ってますし、昨日も載ってるし、要するに介護保険も含めた社会保障について、国の方針がいろいろ変わるから大変なのは分かるんです。だから、もうそこはきちっとルールを決めて、今回は例えば3億を崩して1億5,000万残るなら、それでもまた今度、さっき言った安定的な運営のためというて、多めに計画したら金が余ってくるわけじゃないですか。ましてや平群町は徴収率が高いから、まして介護なんてほとんど天引きですからね、95%天引きでしょう。だって、年金が月1万8,000円あったら、もう引かれるんですもん。うちのなんか、月に3万円ぐらいしかないけども、引かれてるんですよ、天引きされるんですよ。だから、そういうふうに取りっぱぐれなくやってるわけだから、もっとやっぱり払う人のほうのことを考えるべきです。

それと、段階については平群は高くないからって言うけど、誰が高いとか高くないとか平均で決めるんですか。もともと平群も3,000円で始まったんですよ。それを今は5,186円でしょう。全国平均は5,800円で、平群は低い、だからできないんだ。できないことないんですって。町長の裁量でできるんですって。王寺町は17段階でしょう。東京の武蔵野は25段階でしょう。20段階か二十何段階でしょう。だから、平群町もさっき言ったように、300万円も差があって同じというのはおかしいっていうのをね、ちょっと町長、ここは答えてください。

さっき、ほかの質問については、課長がしっかり今日の議論も含めて策定委員会で説明していただいてやってほしい。段階については、もうこんな町長の決断だけなんです。町の収入が減るとか増えるとかは全然関係ないんです。事務が増えるだけです。ここだけ町長、答えてください。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、第1号被保険者の介護保険料の計算は、段階別定額保険料方式と呼ばれまして、保険料総額を1号被保険者の人数で割った額を基準保険料としております。国においては、所得で累進性とはしておらないというようなところがございます。また、その考え方としては、所得比例とした場合は高額所得者の負担が多くなりますが、介護保険料の給付は医療保険に比べて著しく高額な給付が発生することがないことから、一定のものの保険料負担を著しく高額とすることは、給付との負担との均衡から適当ではないというふうなことも示されております。そのことから、今、山口議員からいろいろ介護保険の段階につきましても言われておりますが、8期の介護保険料については基金の取崩しも含めて、今、策定委員会で町の考え方を示しまして、その中でしっかりと議論をしていただきたいというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

多段階には、しないということですね。11段階のままいくということですね。そういうことですか、変えるということですか。もう1回はっきり言うてください。

○議 長

町長。

○町 長

策定委員会の中でしっかりと議論していただいて、その結果を見極めていきたいというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

策定委員会で議論するたって、誰が提案するんですか。こういう冊子まではでけへんけど、そういう資料はいっぱい出してくるわけじゃないですか、ここに。私は今日は保険料のことばかり言ってるけど、利用のほうもそれはいろいろ問題があるんですよ。だから、本当ならもっと上がるもんを国がどんどん抑えてるから、利用料があんまり上がらないから保険料が、保険って、平群町の介護保険会計も金が余るとい、一方のことは言っていないけど、そういうこともあるんですよ。でも、そこはここで何ぼ言うたって国が決めることですから、どうしようもないから言っていないんですよ。だから、平群町独自で

できるっていうたら多段階にするかどうかって、町が提案すれば策定委員会なんか文句出ませんって、そんなもんあかんなんて。だって、きめ細かくするということは公平性を担保することになるんですから。そのことを言ってるんです。だから、町が策定委員会で議論してもらいます。じゃあ、策定委員会の委員か誰かが提案したら、それも議論してもらって、事務局としてどう考えんねんて、ほかの策定委員の人が言ったらどう答えるんですか。絶対聞くでしょう。私が提案したときに、例えば今度私は委員じゃないからあれやけど。前に提案したときに、ほかの委員はどう思われますかって。ほかの委員さんはやね、どう思いますかじゃない、事務局はどう考えてんねんって聞くじゃないですか。事務局がどう考えてるといふのは、町長はどう考えてんねんということですよ、分かりますか。最終的に町長が議会に諮って決まるんです、保険料については条例ですから。だから、町長に言ってる。多段階にできるんで何段階か増やすと、せめて全て100万円以下刻みにするというふうに提案してもらったらですね、別に策定委員会でそんな異論は出ないですよ、公平性を増やすんだから。何でこんなしつこく言うかということ、あまりにも不公平だという。500万円と800万円の所得の人が一緒の保険料っておかしいでしょって言ってるんですよ。もっと刻めばええじゃないですか。上を上げろと言ってんじゃないですよ。間をつくれればええじゃないかということですよ。もう町長はそこまでしか答えへんから、これ以上言ったって同じ話になりますから言いませんが、今の議論をしっかり策定委員会でやってくださいよ。事務局も、もう案をつくって12月25日の委員会に出すもんができてるんやろうけど、まだ10日あるわけやから、ちょっとその辺もね、こういう意見もあるんで検討してくださいぐらい、じゃあ、事務局から提案してもらえますか。その点は、課長。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

細分化につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、今のところは考えてないんですが、委員さんの意見もいろいろありますんで、聞いた上でどういう議論になるか分かりませんが、その意見を踏まえて、また今後考えていきたいとおっしゃるとおり、町が提案しないと決まらないというところもあるんですけども、町としてはこのままの段階でいきたいという考えでございますので、そういう形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

何でそんなかたくななのがよく分かりませんわ。別にそのことで町の介護保険会計がどうかなるといことじゃないんですけど。一方で、これは質問じゃないから答弁せんでええけど、デマンドタクシーに出る、今のところ全体で1,200万で、そのうち介護保険1号被保険者から出る金は何ぼになんのか知らんけど、半分ぐらいなるのか。国の補助とかが3年間あるとゆうてたからちょっと変わってきますけども、それには出すのは全然ぱっといくわけだ。そら、4億4,000万もあんねんから数百万出したってそんなもんどうってことないわね。でも、その4億4,000万円の金は誰が生み出したかということですよ。あなたたちが生み出したんじゃないんです。1号被保険者の保険料で余った金なんですよ。その使い道の問題なんですよ。だから、それだったら、今そんだけ金が余ってるときに、一般会計は基金ゼロやのに、介護保険は4億4,000万、こんな町あんまりないですよ。一般会計の基金はゼロ、新聞にも大きく書かれて、僕もニュースに大きく書かせてもらいましたけど。議員になって初めてですよ、全くゼロになったのは。もちろん基金にちょっと残ったまま実質収支がマイナスというのがありましたから、実質マイナスなんですけど。どっちにしても、ちょっとその辺、これはこれ以上言いませんけども、もうちょっと町長ね、あなたも福祉畑がずっと長いんだからよく分かってると思うけども、そこが一番ね、やっぱり住民の負担の公平感というのはやっぱり非常に大事なんで、そのことはもう一度しっかり検討して、25日の会議でもですね、そのことは事務局からも議会でそういう提案もあったということは言っていたいて議論していただきたいということはお願ひして、1問目はこれで結構です。

○ 議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

それでは、山口議員の大きな2点目の御質問でございます。櫛原地区のメガソーラー建設計画についてお答えを申し上げます。質問のほうを多岐にわたっていただいておりますので、まず私のほうから御答弁申し上げます。

一つ目の事前相談確認書の件についてでございます。

事前相談確認書については、平成28年10月21日に収受しております。書面といたしましてはA4用紙1枚に、事業者名、設置場所、事業面積、事業期間などを記しただけのものであり、実質的な指導を行うような内容ではございません。その後、幾度か問合せがあった程度で、具体的な内容が分かる書類の提出につきましては、昨年1月11日の太陽光発電設備設置事業に関する届出書でございます。また、当町の太陽光発電設備設置に関する指導要綱におきましては、届出後に協議を行うものとなっております。

二つ目の事前相談以降の事業者に対する指導についてでございます。

事業者の指導については、太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づきまして、昨年11月11日付で平群町太陽光発電設備設置に関する協定書を、9月2日付で事業実施に当たりましての交通・安全対策など詳細な事項を盛り込んだ協定書を二度締結をしております。また、住民の皆様方の理解を得るために、周辺住民等並びに町民全体を対象といたしました住民説明会の開催を指導してきたところでございます。

3点目でございます。事業者による自治会単位での説明会の件についてでございます。

事業者のほうで、9月19日から12月6日までの間で説明会の開催希望のございました八つの自治会を対象に8回の説明会を行ったと報告を受けております。実施報告書の提出につきましては、最終の住民説明会が12月6日であったことから、現時点ではまだ未提出となっております。

四つ目の町主催の住民説明会の開催についてでございます。

この件につきましては、何度か御答弁申し上げますように、これまで町が実施した住民説明会は、町が主体として実施をいたしました事業に対する説明会のみであることから、町主催の住民説明会を開催することは考えてございません。

五つ目の協定書の締結の件でございます。

協定書につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたが、二つの協定書を現在締結しております。ただ、本事業につきましては、長期に及ぶ事業であることや大規模な造成行為、林地開発であり、万一、自然災害や事故等が発生した場合の対応については、町も危惧をしておるところでございます。今後、締結する予定の協定書については、まず本工事着工から送電事業開始までの間における協定書をまず一つ。工事完了後、今度は送電事業の開始から事業終了の間までの協定書の一つということで、二つの協定書をそれぞれの時期に合わせて締結をする予定でございます。

協定書の内容といたしましては、工事期間中の安全対策、災害時の対応、送

電事業期間中の安全管理、送電事業完了時の施設の撤去について記載をするものであり、今回の協定書では、町と事業者の2社だけではなく、工事の請負業者や施設管理運営業者も協定書に名前を加えた内容となっております。そういう意味から、実効性のある担保となり得る協定書として締結をするところでございます。

次に、各団体からの要望内容と回答についてでございます。要望書につきましては、令和2年2月から11月までの間に延べ15件の要望書がございました。要望団体については、今議会で提出されました請願書に添付の署名を取り扱われた団体をはじめ、自治会や子ども会からも要望書の提出がありました。要望内容の主なものは、いわゆる林地開発による自然環境への危惧、大規模災害への危惧などのほか、今議会で提案されております請願書の内容と同様のものがございます。また、回答につきましては、各団体から要望書を収受する際に回答が必要か、不要かの確認を行いまして、それにより対応してるところでございます。

次に、送電線埋設によります電磁波の人体への影響についてでございます。

電磁波の基準につきましては、本定例会初日の答弁と重複をいたしますが、平成23年に経済産業省が定めた電気設備に関する技術基準を定める省令によりまして、電気機械器具等からの電磁誘導作用による人の健康被害の防止の条文におきまして、200マイクロテスラという基準でございますが、基準を定めております。また、過日の総務建設委員会におきましても、電磁波については諸外国の基準や健康被害への因果関係について諸説を承ったところでございますが、国や各電力事業者の刊行物を読むところでは、総体といたしまして居住環境における電磁界の健康影響については現時点では因果関係を示す十分な証拠が認められないとまとめられています。よって、平群町の見解として依拠するところは、経産省の規制基準であると考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、私のほうからは6点目のハザードマップにおけます氾濫想定区域を指定する上での想定最大規模雨量に関する御質問ですので、答えさせていただきます。

ハザードマップにおける氾濫想定区域を指定する上で、大和川流域における氾濫シミュレーション条件として用いる想定雨量は、以前のハザードマップでは1日195ミリの想定雨量で、50年から150年に1回程度の大雨を想定

した計画規模雨量でありました。この計画規模降雨は、河川の整備に際し洪水防御に関する基本となる数値で、この降雨により氾濫する想定区域を定めたものでした。そこで今回、新しいハザードマップでは、平成27年の水防法の改正に基づき、新たに想定最大規模降雨が設定され、12時間総雨量316ミリを用いています。この数値は、近年の予測もできない集中豪雨を表現としまして、1,000年に1度の確率でしか起こらないほどの大規模災害想定に基づく数値として用いたもので、想定し得る最大規模の降雨であって、防災ハザードマップのみにおける数値であり、国土交通大臣の定める基準に該当するものです。よって、計画規模降雨と想定最大規模降雨は、考え方や使い方が全く異なる基準であり、あらゆる施設整備や安全対策を講ずる上での既存の基準をはるかに上回る数値であり、既存の基準に適合し許可されているのであれば、設計変更を求めるに至らないと解しております。

以上でございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、都市建設課からは道路占用関係についてお答えをします。7点目の②についてお答えします。

道路占用許可は、道路法に基づき、地元同意は必要要件ではないと、これまでお答えしてきました。本町の道路占用許可申請の申請書の様式で、添付書類に記載されている同意書は通行止めに伴う同意であり、道路占用許可の同意ではございません。通行規制に対し、所轄警察と協議で地域住民が理解しているか否かの確認事項として任意で求めています。ただし、法的な拘束力はございません。令和2年3月16日付で許可をした本件占用許可は、道路法に基づく送電線約3キロ埋設の道路占用許可であり、その占用に対して同意を求めているものではなく、本町の答弁に矛盾はないと考えます。

7点目の③については、平群町役場決裁規程で道路及び河川の占用許可に関することは、都市建設課長の個別専決事項と定めています。

4点目の送電線の町道占用について住民説明会はとのことですが、この件につきましては、事業主体が町ではございませんので、開催することは考えておりません。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、8点目の建設計画地にある磨崖仏の保存について、教育委員会よりお答えをさせていただきます。

本年9月議会の一般質問において御答弁させていただきましたが、計画地内にある磨崖仏につきましては、私有地内にあります未指定文化財であり、開発に際しての取扱いは所有者の判断に委ねられるものであって、文化財保護法等によって開発行為が制限される対象とはならない点、並びに行政として磨崖仏を保護する手段としましては、町の文化財指定をすることが考えられますが、文化財としての価値づけの観点からは、本像が歴史上または芸術上価値が高いものであることを示す必要がございます。本像には銘文がなく、制作者や制作目的が特定できないこと、また本像が制作されたと推定される時期と同時期の石造物が多数存在していることなどもあり、町の文化財に指定することは困難でございます。ただ、磨崖仏の保存の可能性につきましては、開発業者側でも現場を確認されており、確約はできないものの、移設する適地の確保など一定の条件が整えば何らかの形で移設を検討したいとの意向であると聞いております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

2日目の総務建設委員会で請願の審議がなされて、そこでは主に送電線の問題でしたので、今回は全般的に、6月、9月にもやりましたが、ただね、6月に言わなかったことが9月議会では出てくる。9月議会で答弁しなかったことが、その後明らかになってですね、また、質問せざるを得なくなる。こういうことが続いているんですね。この問題については、住民の皆さんは町長に対して相当不信に思っておられます。順次、再質問しますけれども。

まず、事前相談確認書、これはA4の1枚で、その後、問合せがあった程度だと。じゃあね、2019年1月11日から事前協議を始めたって、こう言ったけど、その日に1回目の協定書を結んでるんですよ。じゃあ、おたく、何、平群町の担当課は事業者が図面とか全部持ってきました、そのとき同時に協定書の書類を持ってきました。その日のうちに判こを押して協定書を結ぶんですか。おかしいでしょう、どう考えたって。1月11日に1回目の協定書を結んでるんですよ。その日に持ってきた最初に、事前協議を始めたその日に判こを押してるということになるんやね。その前に幾つかやってるから判こを押せるんでしょって普通は思うんですよ、どうなんですか。

それからですね、その4年前から受けてたんですよ、だから。だから、その

ときは図面もないから誰にも説明できないというのは、それはそんでええかもわからんけども、それならば今言ったことをちゃんと答えてほしいのと、それとガイドラインで、二つ目のところですけども、国のほうが地域住民と適切なコミュニケーションを図るって、こうなってるわけですよ。ほんで、今ちょっと答弁をメモし切れなかったけども、事業者には住民説明会をするように指導したとか、こう言ってたけども、でも、その一番の大本の櫛原に事業者が説明したのは4月入ってからでしょう、この前、最初6月に聞いた話やと思うけど。このときには、県に申請書を出してるんです。県に申請書を出すということは、町の同意を受けて出してるわけですよ。別に町長が進達をそのときに一緒につけなくても、そうでしょう。事前協議は平群町で終わってるから、事業者は県に正式に開発許可を出してるわけですよ。でも、櫛原の説明はその後でしょう。櫛原でさえや。ほんなら、その下流域の西向とか若葉台とか緑ヶ丘とか、椿台なんて地番は櫛原ですよ、言っときますけど。言うまでもないでしょうけど。住居表示は、郵便のやつは椿台1丁目、2丁目、3丁目ってありますけど、椿台は全域櫛原ですよ。地元じゃないですか。いや、地元やんか、そうやん。緑ヶ丘の一部も櫛原ですよ。緑ヶ丘は櫛原と檜原やからね。私のおる福貴団地は、福貴と一部は梨本もありますけどね。まあ、そんなことはええけども。要するに、地番で言えば地元です。そこには全然協議するように指導してないわけでしょう。だって、指導したって言うけど、1月11日にもう既に協定書を結んでんのよ。普通なら、協定書を1回目結ぶ前に地元同意とかの話が出てて本来しかるべきやのに、全然それをしてなかったんじゃないですか。要するに、町としては全然してないんですよ、そういう地元で国の言ってる指導要綱に沿った指導はしてないということなんですよ。その点をもう1回答えてくださいね。

それと、自治会単位に、ごめん、僕、10月と言ったけど、9月からでした。私のところの福貴団地もちょっと離れてるけどやりました。総合文化センターでね。2時間半やりましたよ。1時間ぐらい事業者の説明をちゃんと全部持ってきた資料で聞きました。でも納得できない。みんな納得できなかったですわ。あんな離れてる福貴団地の住民でも納得できないんだから、地元の人はずっとだろうというふうに思います。ほんで、まだ報告書が来てないと言うけども、ただね、ほとんど参加した人に聞いた話、福貴団地は僕が行ってますからいますけども、それ以外のところでやったところで聞いた話では、ほとんどの説明会で災害の危険性の指摘、これは当然ですわね。送電線の埋設についての同意書を求めなかった町に対する不信感、事業者は西向の説明で同意書はなくても町は受けてくれた。さっき、ちょっと話は前後するけれども、ちょっとここの

話になるんで言いますけども、今、課長は同意書は必要ない。ほんで、はっきり言ったよね、後の使用か掘削とかそういう工事のとき、要するに通行止めにする場合は必要と書いてあるからそうなんだと。でも、占用するという事は、工事しないと占有できないんでしょう。埋めないと占有にならないじゃないですか。埋めんでも占有できるんですか。占有許可は出せるとしても、一体でしょう。だから、占有許可書の様式にわざわざ通行止めのときは同意書が必要って、こう書いてあるわけじゃないですか。でも、事業者が出した書類には同意書が必要という欄が消してあるんですよ。消してあるということはどういうことですか。要らないということじゃなくて、初めからそれを外してるんですよ。町の様式と違う様式で出してるんですよ。それを添付してなかったって、様式に同意書が必要って本当なら載せたまま出すのが本来ですよ、様式だから。ほんで、町のほうは要らんって言ったから出してないというなら分かるけども、初めから外してるんで業者の言い分が、いや、これで通ったんです。同意書が要るって書いてあるのは知ってましたって言うたよ、西向の説明会では。知ってたけども、なしで出したら町が許可してくれましたって、こんな話やで。だから、答弁はずっと同意書の問題では矛盾があり過ぎるんですって。様式に書いてあるということは町のルールでしょう。最後にそれが書いてあるけれども、法的には問題ないんだと言い切ったけど、法的に問題なかったって平群町がルールとして自分たちが決めたことを自分たちで破ってるんですよ。そんなことで住民は納得できますか。私が占有で出して、それがなかったら通してくれるのか、誰でも通すのか、それはということになるんですよ。今後、工事のときに全部それができますよ。だから、様式に書いてあるのは何でやって言うてんのに、それに答えずに占有には必要ないとしてもええわな。でも、使用許可として必要なやから、占有しようと思ったら掘削せなあかんねやんか。だから、そういう一連のことを考えたら、どうしたって矛盾でしょうが。この前の委員会では誰もそのことを大きい声で言わなかったけど。町長、どう思うんですか、それ。おかしいでしょう、どう考えたって。自分たちのルールを自分たちで無視してるんだから。それを住民にこれ答えられますか、問題ないですって。瑕疵は全くないと答えたよね、何を言ってるんだと思いついて聞いてましたよ。いや、本当ですよ。笑い事じゃないですし、本当にね、ちょっとしっかり考えてもらいたい。自分たちのつくったルールを守れないってどういうことですか、ということが一つあります。

それから、これはまた後でちょっとやりますけど、それともう一つは補償の問題です。これ、ちょっと出してくださいよ、ちゃんと。素案を出したんですよ、業者から聞きましたよ。10月11日か12日に、福貴団地の説明会を

総合文化センターでやりました。そのとき私が聞きました、町がこういうふう
に担保を取る、協定を結ぶと言うてるけど聞いてますかって聞いたら、聞いて
ますと。ほんで、それが12日やったから、先週金曜日に素案をもらいました
って言いましたよ。素案を渡したということは、町は素案をつくってるわけ
でしょう。これは出してくださいね、素案そのものを資料として当然。その素案
の中身について今報告があったけど、中身は全く言ってないじゃないですか。
要するに、期間のことを言っただけでしょう。

それと締結相手、工事業者って請負業者なんか、そんなもんサインしてもう
たって意味ないでしょう。ちゃんとそれを管理するところとやらないと。そ
れと、この会社はどこが一体責任を持ってるんですか。協栄ソーラーステー
ション10万円、これも説明会で聞きました。そして、来てる社員は2人、森
という人と伴という2人の方です。これは、あなたたちはどこの所属かと聞
きました。ほしたら、パシフィックソーラー合同会社って言いました。ここに
あるんですよね、向こうから出してきたやつに。何かと言ったら、アセットマネ
ジャー、要するにこの資金繰りとかを全部管理する会社ですよ、金を集めて
きて。だから、ここが責任者なのかって聞いたら、いや、うちは何て言うたか
な、協力会社というか、何か言っただけなんです。おたく、資本金は幾ら
って聞いたら、分かりませんと言った。本当ですよ。ほんで、終わってから、僕
が資本金が分からんとおかしいから、ちょっと調べて返事してよって言って電
話番号を教えたけどかかってこなかった。だから、先週ここで会ったときにこ
こに来てたから聞いたんですよ。内緒ですけど、500万ですって言いました。
内緒って何やねんという。自分とこの会社の資本金を。結局ね、どこがやっ
てるかいうたらね、エバーストリームの子会社なんですよ。パシフィックソー
ラー、ここが大体これを全部まとめる会社みたいです。だから、町はどこと一
体担保を取れる協定を結ぶのか。名前を出してくださいよ。だって今、協栄ソ
ーラーのあの2人と話をしたって通るのかどうか。ずっと名前が出てくる笹生
拓郎、この人は1回目の12月の説明会の際に仕切ってた人です。どうもこ
の人が責任者らしいというのは最近分かってきたみたい。だから、きちっと責
任取れる相手とやってくださいね。相当いかがわしい会社がいっぱいあるみ
たいな感じにだんだんできてますよ。だから、今みたいに何か答弁では、施
設管理とかもあれやけど、全部協定するんやけど、ほんまに担保が取れる相
手かどうかというのは、名前をしっかりとってください、どこと。

ほんで、まだ決まってないと言っていましたよね。工事は村本建設がするんだ
けども、それをちゃんと全部まとめる会社が和ハウスが逃げたということ
で、だよね。ほんで、この前ちらっと聞いた話では、できてからの管理は東

電の子会社がするとかいう話も出てるそうですけども、だからきんでんも村本も工事をするだけです。全体を設計管理するところは、大和ハウスがいなくなって今はどうなってるのか、それも分かってたら説明してください。だから、そこときっちりやらないと。ほんで中身をもっとしっかり説明してくださいよ。災害のことについては、1回目の12月のときはほとんどその質問でしたからね。

それから、雨量のことで総務防災課長が答えてくれたけど、今はもう全国どこを見たって、世界のどこを見たって分かるでしょう。1,000年に1回って言うてたのが毎年起こってる場合だってあるんですよ。50年に1回なんて、全然誰も信用してない。どこで起こるか分からない。私が聞いてるのは、県が言うように大和川は大丈夫です。それはそれでええでしょう。じゃあ、櫛原川と竜田川は大丈夫って言い切ってくれんのか。絶対大丈夫なんですか。誰が責任を取るんですか。何で、じゃあ、防災マップでそれを書いたかという説明をしてくれました。1,000年に1回って言いました。1,000年に1回でもこんだけの雨が降るんでしょう。1,000年の1回が明日来るかもわからない。だから、何でそんな業者にもっと、何ぼあんだけしててもあかん場合もあるけれども、新しい数値が出たんなら、その数値でやってほしいというのが本来の行政でしょう。何でそれが言えないのか。指導するのはどっちなんですか。業者から反対運動があっても町が協力してくださいねという手紙をもらったからそうしてるんですか。どこを向いて仕事をしてんのかということですよ。これももう1回答えてください。何でなんですか。何で平群町のハザードマップの数字で調整池を造れないんですか。その指導を向こうが要らんとするのなら分かるけれども、何でそれを町として要求しないんですか。要求しない理由を教えてください。

それから送電線です。さっきも言いましたように、町の答弁は破綻してます。同意書は平群町の様式にあるんです。それを載せないというのは、どう考えたって理屈に合わない。百歩譲って占有はええとして、じゃあ、掘削のときに同意書が要るんだったら、それを取るまで工事しないということでもいいですね。それは警察が決めることって逃げるんですか。でも、道路の管理は町ですよ。警察は交通安全でちゃんとやれるかどうかをチェックするだけでしょう、基本的には。町長が道路管理者として掘削に同意は絶対もらわんとできませんって明言できますか、どうですか。それを答えてください。

それから、電磁波については影響がないと言い切ったね。そんなこと言い切っていていいんですかね。事業者も個別の説明会のときにこういう資料を持ってきて、月見台から梨本のところまでの関電の施設を測ったというて、これも出て

きましたけど。これは8日の委員会のときも出ましたけど。町長も聞いてたと思うんですけどね、私、ずっと最近若いお母さんから話を聞くのがあって、町長もこれを聞いてはったから二度目になるか分かりませんが、ちょっとどういう思いを持ってはるか聞いていただきたい。8年前に平群町に引っ越してきたという。どこからかという、東日本の震災で福島の第1原発の事故が起きて放射能が飛び散った。その要するにホットスポットの地域になるときに住んではったらしいです。それで子どもも小さかったんで、8年前に御主人の会社が大きい会社で関西にも支社があると、支社か本社か分かりませんが。それでこっちへ転勤して引っ越してきたと。それから、健康被害にすごい関心を持ってですね、食べるものも気をつけている。なのに電磁波が、皆さんは電磁波がそんなに影響ないんじゃないかと考えている人がいるかもしれないけれども、基準があるということは、影響があるから基準があるということなんです。放射能でも、ここにもここにもあるよ、これぐらいは同じでしょうと。誰か赤肉にもあるというふうにおっしゃった、放射能じゃないですよ、言ってましたけども、同じでしょうと。全部足し算、アレルギーと一緒にどんどん積み重なって、それが一定を超えたときに病気になるんですと。子どものほうがそういう影響を受けやすい。子どもはどんどん細胞分裂して成長する過程にある。そこで放射能や電磁波を受けると遺伝子が切断される影響もある。それが次の世代にどんどんコピーが引き継いでいくことになる。

それからね、これ、平群町自慢の景色。これは町長室と副町長室の間の会議室にかかっている、僕も好きな景色です、これは。「相変わらず愛、変わらず。平群。」ほんで、ここに例えば「丘陵に抱かれたこの地の暮らしを10年後、20年後の姿と想像してみる」というコピーがあって、私も本当に好きなんです。これは三里やと思うんですけど。ちょうどバイパスのほうから三里の矢田山のほうを撮った平群町の景色です。昨日、稲月さんの質問にもあったけど、これは田んぼじゃないけど、ほかの野菜も。そのことについてね、これをちょうど見て彼女が言ったのが、「相変わらず愛、変わらず。平群。」この山の写真、ここにメガソーラーの写真が出るんです。ここへできればですよ。別にここにできるということじゃなくて。ここにメガソーラーの写真を出せるんですかって町長に問いかけたんですね。そして、「この地の暮らしを10年後、20年後の姿と想像してみる」と書いてあると。ここにメガソーラーの写真を貼れるんですかと。それでふるさと納税とかいって訴えられるんでしょうかと。自然をうたっているんであれば、緑を伐採してメガソーラーの建設を許可することはとても考えられない。このように、私が今ここで一番言いたかったのは、さっき言った足し算なんだということ。だから、子どもなんかは特にそういう影響

を受けやすいということですから、そのことも含めて、単に法律でここまでだったらいいんだからいいじゃないかという、そういう単純な発想ではないのだということです。そこはもうちょっと考えていただきたい。

それと、ちょっと話は元に戻りますけども、送電線について、さっき課長決裁とおっしゃった。ほんで、町の書類を見ても、副町長とか町長の判はない。でも、課長決裁で町長名で警察に問合せし、そして業者に許認可は町長、西脇洋貴の名前で出してるわけですよ、これは間違いないね。だから、町長は知らんとは言えない。じゃあ、町長は知らなかったのかどうか。もうこの間ずっと論議してたから、今は知らなかったじゃなくて、出したときは知らなかったのかどうか、それをちょっと。町長でも副町長でもええですから答えてください。

それから、これ、奈良県が出してる道路使用許可取扱要綱、県が出してると思うんですけど。その第3条で、占用許可を受ける使用許可は、面白い書き方やろう、道路管理者を経由して警察署が受理するとしていると、事業者から使用許可申請が既に出てるのかどうか、これをもう1回答えて。使用許可申請が出てるのかどうか。警察へ出てるのかどうか。警察に出る場合は町を経由して出すらしいから。町を通して出すということになってるらしいから、だから占用のある場合はね。占用なしの道路使用というか、工事とかの使用許可は直接出せるらしいけども。そういうことです。

それと、もう一つ私は言いたい。初日の9日の委員会の傍聴をしての感想をお聞きしたんですけど、ちょっと読ませてもらいますね。これは傍聴した人の感想ですよ。「これは未来の話だと考えて傍聴していました。まちづくりを行っている役場の課の方がどこに価値基準を置いてるのか、町議会の議員の方が子どもの命や土地、資産をどのように見ているか。生活を守ってくれる、選挙で票を入れるべきは誰なのか。終始話のかみ合わない討論だと思って傍聴していました。当然です。請願内容は未来を守るための話で、町からは未来を考えた発言は、一言たりとも出ませんでしたから。見ているものが違います」まず一つね。「道路法等を守っていると答える都市建設課、心筋梗塞で救急車を呼んでも通行止めで入れない。火事が起きても消防車が入れない。それでも近隣住民の同意なく長期間通行止めにして問題ないと言いました。電磁波は国の規制値を下回ると答える住民生活課。この値は、短期的影響の場合のみと定められています。長年にわたる影響は全く想定されていない値です。町民の生活は短期で終わるのですか。工事期間は長期間にわたる緊急車両が入れない地域があり、子どもたちは幼稚園や学校、通学路に高圧電線が通されるという他国ではありえない扱いをされ、それらを事前に住民に知らせる必要もないというのです。

この意見に町議員の方々が賛同しているのです。請願人が話されているのは、町政にとって何より大切な基本的なことでした。住民との対話、命、資産を守ること、子どもへのリスク回避、反対された町議員の方々はこれらが完全に抜け落ちて、法律の1点のみで話されましたが、選挙から2年近くたち、本当に重要なことを忘れています。町長は一言たりとも発言なさらなかったのはなぜですか。3,600筆を超えるあなたへの怒りが書き込まれた書面に対して返答も行わず、無視し続けていることは恥ずかしくないですか。不安に声を上げていることを押さえつけて、強制的に執行しようとしていることに責任は感じませんか。何も感じず、想像もつかず、町民のほうを向く姿勢もないのでしょうか。もしそうなら早くお辞めになってはどうですか。傍聴していて背筋が凍る思いがしました。考えるべき立場の人たちが住民の生活が継続することを望んでいないということを目の当たりにしてしまったのですから。住民と対話し同意を得ること、近隣の市町村でも当たり前前に守られていることが平群町でのみ守られません。今後も、この町では住民に何も知らされないうちに、突然家の前に高圧電線が埋められるようなことが起こるのでしょうか。この町で賢く暮らすためには、家は買わずに賃貸で暮らし、危険があればすぐに他の市町村へ引っ越すことが最善策だと思います。新たな土地を買って家を建てる、子どもを育てる、孫を連れて帰ってくる、相続を考える、ついの住みかとして暮らしていけるなんて到底考えられません。寒々しい気分させられる委員会でした。こういう感想でしたけども、ちょっと長くなって申し訳ないです。これがね、私は子どもを持つ若いお母さんたちの思いだと思うんですね。ほんでね、大きい声を張り上げて言うつもりはないですけども、本当にね、未来のことなんです。今後のことなんだ。私は前も言いました、平群町のまちづくりを左右する問題なんです。一番北の端の山、48ヘクタールぐらい、別にメガソーラーになったって、何も影響ないんだと思われてるのかもわかんないですけども、昨日はイノシシの話があって、3年ぐらいしたら元に戻るだろうという、そうかもしれない。でも、その3年間どうなのと。もう既にイノシシの被害だって、久安寺、信貴畑、福貴畑ではもうほとんど米を作っていないですよ。作れないですよ。それに今度は太陽光です。ローズタウンの太陽光ではもう既に何件か引っ越しされてるんでしょう。あのすぐ近くでは、もうほんまに住宅の横ですからね。本当にどうなんだと、あのときも条例を井戸議員が提案しましたけども否決されました。町も条例をつくるのにあんまり乗り気ではなかった。だから要綱をつくって、要綱ができるからということで、条例はできなかったという経緯があります。ちょっとね、もういろいろ議論して、ここはどうなった、さっき言った再質問は全部答えてもらいますけども、あまりにも長くなり

ますからぐだぐだ言いませんが、さっきの再質問に答えていただくためにも、私が読んだ2人の若い女性の方の話、それをしっかりね、胸に刻んで答弁していただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山口議員の再質問にお答えをさせていただきます。ちょっと私のほうで答弁させていただいた部分につきまして、また補足ということで御答弁申し上げます。

まず、協定書の関係でございます。協定書は、まず事業者が届出書を持ってきたときの平成31年1月11日付の協定書の締結でございます。確かに今、議員の御質問にありましたように、届出書と同日にこの協定書が締結をされているわけでございます。なぜかというところなんですけども、理由につきましては、先ほど御質問の中でございました、うちのほうで指導要綱がございます。その指導要綱の中の一つの添付書類ということで、まずこういうふうな協定書を締結してください、出してくださいというふうなことでの指導になってございます。この協定書ですけども、その1月11日付で締結をした協定書でございますが、中身といたしましては、今回メガソーラーの事業者以外にも平群町内で多々太陽光発電の設置をされておられます。その業者さんたちと同じようなというか、同じ様式の協定書となっております。基本的に、ここでは先ほど来出ております、いろいろな工事着工に伴う解決策であるとか対応であるとか、また住民説明会をちゃんとやってくださいねというふうなことを明記したような協定書になってございますので、その協定書を基に当然事業者のほうも判を押したものですので、町としてはこの協定書に基づきやるべきことはやってくださいということの一つの指導の基としておるような内容となっております。まず、ここが協定書の一つの第一歩かなというふうに、こちらのほうは理解しております。

次に、国の指導、国のガイドラインということで御質問ございました。確かに、資源エネルギー庁のほうで、2020年の4月に改定されたものという事業計画策定ガイドラインというのがございます。そもそもこのガイドラインにつきましては、国が一定事業者のほうに対して、事業者が事業を実施する上で遵守すべき事項というのを網羅したガイドラインになってございます。特にこれは自治体の責務をうたったようなガイドラインではございませんので、あくまで事業者が事業者の責務としてやるべきガイドラインということで理解しております。その上で、事業者のほうがこのガイドラインに基づきまして、当

然、地域住民とのコミュニケーションという部分で一定、住民説明を行うというふうになってございますので、今回の事業におきましても町の指導もございますが、当該周辺地区ということで説明を受けていただく事業区域内の自治会並びに町民全体、また今回の場合は希望があった自治会全部に対して説明を行うというふうな対応したところであるというふうに理解をしております。

次に、協定書の件でございます。御質問にもございましたが、協定書につきましては、町のほうからも一定お示しをさせていただきまして、現在、事業者のほうと協議をしておるところでございます。素案の提出ということでございますが、この件につきましては基本的な、ちょっと私の認識ですけども、まだこれは協定書を締結した時点では開示の対象となる文書でございますので、当然開示はしていく、説明をしていく文書でございますが、ただ作成途上の文書というのは開示の対象にならないというふうに、これはあくまで文書取扱い上のお話でございますので、その辺がクリアできるのかなというふうにまず思っております。そこがクリアできれば、素案というのは特に見ていただくのは問題はないんですけども、ただ、申しましたように、まだ相手も少し決まってないような作成途上、意思形成途上の文書でございますので、それが出せるかどうかというのは、ちょっと確認の必要があるのかなと思っております。

続きまして、協定書の中の契約でございます。今回、協定書の中で当事者同士ではないというふうに先ほど答弁申し上げました。そこで、今回の協定でございますが、事業者のほうはよくこれは太陽光発電の事業でされる契約方式というふうに承っておるんですけども、EPC契約というのを契約方法としてされると。事業者のほうは、設計、調達、建設を含む建設プロジェクト契約みたいなものをするということでございます。当然うちもそういうふうな総合的にこの建設事業を把握する業者を加えた上での協定書の締結というふうに考えておりますので、それでどこまで担保があるかという話も先ほどございましたけども、そういう形で実際に事業をされる業者も関わった上での安全管理、災害対策に努めるというふうな意向でございます。

次に、事業者のほうの名前がまだちょっと調整中ということでございますので、まだ協定書についてはそういうことも踏まえて、まだ完成してないというのが現状でございます。

続いて、調整池の関係でございます。調整池につきましては、先ほど総務防災課のほうから、このハザードマップと県の開発基準等の関わりについて説明といたしますか、答弁をさせていただいたところでございます。関係性につきましては、先ほどの総務防災課の答弁でございます。今回の開発行為における調整池の規模につきましては、これはあくまで奈良県の許可事業でございます。

県の開発行為等の技術基準にのっとり設計されておるもので、それで奈良県の許可を得られた開発事業でございますので、そういうことを受けまして町のほうから事業者に対して一旦基準をクリアした設計内容ということでございましたので、特にこういうふうなハザードマップに準じた形で設計変更を求めるような指導はしておらないというのが現状でございます。

以上、私のほうからです。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、私のほうからは何点か質問を頂いております。これは道路の掘削に同意は必要ないのかということでございます。同意は必要ございません。本件については、通行止めに伴う同意であります。これは申請書にはっきり書いてございます。道路使用許可申請書の申請が出てるかというのは、出ておりません。これは道路交通法に伴う道路使用許可申請ですけれども、これは出ておりません。以前も申し上げておりましたけれども、道路の占用許可は出しておりますが、改めて工事区間ごとに出していただくと。これは道路の占用、掘削というのも含むんですけれども、これは出していただく。これは区間ごとです。3キロにわたっての許可は出してますけれども、区間ごとに出していただく。これはなぜかといいますと、これは道路の道路使用のほうにも含むんですけれども、工事区間ごとに工事の時期であったり、期間、時間、全面通行止めするのか、片側通行するのか、そういったことも含めてですね、これは申請と同時に警察と協議しますので、そういうところも含めて今度出していただくと、個別具体的となってまいります。そこでまた警察と協議ということになってまいります。それが出た後、警察の協議が整って町から占用許可をまた改めて出すんですけれども、その後、道路使用許可申請というのが出てきます。それを事業者は、今度警察へ出すと、こういった流れになってまいります。

私からは以上です。

○議長

山口君。

○7番

ちょっと情けない話ですよ。まず協定書について、EPCは決まってないんでしょう。いやいや、事業者のEPCは決まってないんでしょう、全体の工事を管理する会社は決まってないんでしょう。大和ハウスが逃げたって言いましたやんか。そこに決まらなかつたら結びようがないんですよ。素案は開示請求したら当然出るでしょう。町が判こを押して素案として町が出してるんだ

から、そんなもん誰が見たって公文書じゃないですか。公文書は出せるでしょう、出せないはずがない。検討するって言うたけど、そんなん出せないはずがないでしょう、公文書なんだから。開示請求すれば当然出るでしょう、情報公開で。公文書じゃないですか、当然。町が作って業者に渡したやつを住民に見せられないって、そんなはずないでしょう。見せられないようなものを作ってるんですか、そんなことないでしょう。協議する、もともと町がここまでやってほしいというのを出すわけでしょう。本当は相当厳しめのもんを出して交渉するんじゃないですか、交渉事と言えばですよ。だから当然、それは住民から請求があると思いますんで、出してくださいね。ほんで、EPCって、さっき決まってないから、そこがないから話できへんわね。でも、この前、最後に12月何日にやった緑ヶ丘の説明会では、1月から工事するって言ってるんですよ、事業者は。工事するまでにちゃんとその担保を取るという約束でしたから。じゃあ、今月中に、年内にできるんですか、それ、できないでしょう。だって、EPCの会社も決まってないのにどうしてそれができるんですか。1月から業者は工事するって言い切ったらしいですよ。ちょっとまた聞いといてくださいね。

それから、ハザードマップね、県の許可だからという。じゃあ、県に町長から、県が許可を一旦出したってですよ、その後事態が変わってるんだから、まだ工事も始まってないんだから、設計は変えられるじゃないですか。もう始まって、できてしまったのを変えろって言ってるわけじゃないんですから、これからなんですから。当然、新しいそういう想定雨量に応じて、それは別に町がよう指導せんねやったら、県にこういうふうになってるんで指導してくださいって、町長、知事に頼んでくださいよ。奈良モデルで町長を集めてやんのが好きで知事ですから、市町村長を集めてしょっちゅう会議をやってるんでしょう。何でも一体化していくんですから。開発問題も県のほうが全部やってくれるんだったら言ってくださいよ、それを。平群町のハザードマップもろて、住民が聞いたらどう考えたっておかしいでしょう。1日194ミリが12時間で三百十何ミリになったら、それに合わせて変えるというのは普通誰が考えたって、そうでないと危ないでしょう、1,000年に1回やから大丈夫って言い切れるんですかという質問には答えなかったでしょう。町長、言い切れるんですか。全部責任取るんですか。大和川の決壊の話をしてるんじゃないですよ。櫛原川だって、あんな狭いところであんな急流なところを流れてくるんですよ。いや、それは専門家から見たらそんなもん、ほとんどあり得ないと言うんか分からん。そのあり得ないことがあちこちで起こってるから言ってるんですよ。せめてその数値に合った調整池にしてほしいというのは、普通誰でも思うことですし、

住民としては当然の要望だと思うんですよ。私1人が言ってるわけじゃないですよ。それ、ちょっともう1回、町長、答えてくださいね。県、知事にちゃんとそういう要望をしていただけますか。それを言ってます。

それから、事実上の経営者が分からんというふうに、私はさっき言いましたけど、パシフィックソーラーがどうかというのは町も分かってんの。一応、協栄ソーラーが事業主なってるねんけど、たかだか10万円で社員がいない会社ですよ。ほんで、説明に来てんのはパシフィックソーラーの、さっき言うた500万の資本金の会社の2人の、社員って言ってるけど、ほんまにそこの社員かどうか。本人らがそう言ってんだからそうだと思うんですけど、その森さんと伴さんという2人はずっと説明に来てはるんです。ほんで、1人の方は平群に住んでるって、住民票を移してるかどうかは知りませんが、賃貸住宅に住んではるそうです。だから、ちょっとそこもちゃんとね、どういう会社でどこが責任取るのか、ちゃんと町のほうもやってくださいね。アセットマネジャーやから、だからパシフィックソーラーが責任者で、その職務執行者が笹生拓郎さんという最初に来た人。平群町の申請にもこの人の名前が出てきたりするから、この人が責任者なのかもわかんないし、その辺も町のほうはしっかりつかんで責任ある人と話をしていただきたいというふうに思うんですよ。ハザードマップはもう1回答えてくださいね。

それとね、今田課長に聞くけどね、もう1回区間ごとに許可を取ると。その区間ごとのそれには地元自治会の同意書が必要なんですか、必要でないんですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山口議員に御答弁申し上げます。

ハザードマップに基づく雨量を基にした上での開発計画についての意見というところでございます。町といたしましては、先ほど御質問の中でございましたが、町長から県知事に対して今回の規制基準等については、もう1回、技術基準をというふうな要望書を出すかどうかという部分でございますが、基本的には平群町の考え方といたしましては、奈良県の開発行為等における技術基準というのが既にあるわけでございます。その基準にのっとった形で計画をされ、また認可を取られた事業でございますので、町のほうから県の基準を超えるようなものについての依頼といたしますか、変えてくれというふうな申出というのは、今のところする予定はございません。

もう1点、EPCの関係でございます。今回の事業につきましては、先ほど

申し上げました、調達、技術管理、工事ということで一体化した事業を請け負われるというふうな契約方式でございます。EPCについては、今回の事業者のほうはその業者のほうを選定しておるということでございます。大体この業者かなというふうなことで、ほぼ確定はしてるというふうなことは報告を受けておりますが、正式にまだどこというふうなことではございませんので、あえてまだ決まってないというふうに申し上げたところでございますが、当然、今、議員おっしゃられましたように、年明けてから来年の1月ぐらいから着工したいというふうな意向は聞いておりますので、それまでには協定書を締結してまいりますし、当然、協定書を締結するということになりましたら、そういったEPC業者の名前も含めて全て事務作業といいますか、あちら側、事業者側の契約合意が整ってるはずでございますので、その時点でのことになるのかなというふうな理解をしております。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

地元同意を求めるのかということでございます。当然、通行止めの場合は地元同意を求めます。ただし、これには法的な拘束力がございません。任意で求めるものでございます。

○議長

副町長。

○副町長

先ほどの質問で、占用許可の提出のときに町長は知ってたのかという、その質問にはお答えしてなかったので、お答えさせていただきます。

決裁規程がございまして、決裁規程に基づいて事務処理を行ってるというところでございます。これは道路法のみならず、ほかの案件もそうなんですけども。今回の件は、個別専決書につきましては、担当課長であるということでもありますので、町長については全て知り得る状況にはないという状況であります。ただ、道路管理者につきましては、平群町長であるということでございまして、そのことは申し上げておきたいと思っております。

○議長

町長。

○町長

本事業に対しましては、いろいろ町民の皆さん方から、本当に様々な御意見を頂いております。心配する意見等、いろいろ聞いております。このことにつ

いては、真摯に受け止めてまいりたいと思っております。ただ、行政については、全てが公平公正に基づいて、法令に基づいて執行してるという立場でございますので、行政事務手続の中でその辺の事務は進めてまいりたいと思っております。

また一方で、住民の皆さん方の生命、財産を守ることは自治体の最大の責務であります。このことから本事業において、平群町において懸念される内容につきましては、もちろん協定書でしっかり担保を取っていき、あわせて県や関係機関と連携を持ちながら万全の体制で行っていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

同意書について先に言いますけど、同意書を取ってもらうように指導するけれども、別にそれがなくても許可するというような答弁やったと思うんですね。でもね、自分たちが書いたルール、どう見たって、占用に要らないというのは、取りあえず通行止めというのが前段の条件としてあるから、そこは例えば譲ったとしても、じゃあ、櫛原のあの道と西向の前の道は通行止めにせんと工事なんかできませんからね。車なんか通りようがないんだからね、1車線しかないから。当然そこに同意書って書いてあんねんから、それ抜きでも認めるというのは何をもってそれが書いてあんのって、余計になるわけや。何でそこまで業者の肩を持つわけ。おかしいやろ、どう見たって。誰のほうを向いて政治してるかということなんですよ、行政してるかということなんですよ。今の答弁なんて許されへんよ、そんなもん。何でじゃあ、同意書って書いてねんってなるやんか、誰が見たって。町は住民が書類を出すときに書いてあるなしに全部受け付けるんですね。こんな同意書は要らんって書いてたって要らんみたいやから、これも添付って書いてあるけど要らんやろうって出すんを受け付けるんですか。受け付けられないでしょう、それをやってるんですよ、おたくらは。何でそんなことになるんですか。法的に間違っていない、瑕疵がない、国の法律はそうであったって、委員会でも出ましたけど、平群町以外のほとんどの自治体は全部同意書を取ってますよ。平群町もだから書いてあるんでしょうが。あれ、書いてあるのは国の法律に照らしたら間違ってるねやね。同意書を書いているのは間違ってるねんね。よそ自治体は全部間違ってるねやな。そういう話になるんや。非常識じゃないですか、平群町が。町長、そこをどう思ってるんですか、ほんまに。もうその1点でええですわ、答えてくださいよ。

ハザードマップだってそうやんか。それはそうであつたって、住民からこっだけ声が出てんねから県に要望ぐらいできるんでしょ、県が受け付けるかどうかは別にして。それもしないんですか。何をやってんねんという話ですやんか。別に生駒市でやってる事業じゃないんです。平群町でやってる事業について、平群町が県の許認可やから県が指導するんだつたら、知事に対して住民からこんな声が3,600筆も、これは送電線やけど、こっちについてもいろいろ意見が出てますと。町長として、知事に意見を言うのが当然じゃないですか。法律で全部済むんだつたら行政も要らんでしょ。全部法律でやってるんですか。そんなわけにいかへんですって、住民に税金もらうにしたって何にしたって。お互いの信頼関係でしょう。声を大きくしたくないけども、あまりにも、ほんで町長は今何て言いました、行政は中立公平、どこがですか。自分たちが同意書は要るって書いといて、それをもらわなくても工事がやれるんだつていつたらどこが公平なんですか。西向の人はみんな座込みでもすると言ってるわけでしょう。それを工事を認めるんですか。どういうことですか、それ。それを工事することによって、著しくその周辺の住民に迷惑をかけるということになれば、当然、水道を入れるとかね、ガスとか下水とかそういう公共のものになればそうですけども、準何とかって言ったって、しょせん一事業者の金もうけじゃないですか。だから、ましてや健康被害が子どもにあるおそれもあるわけでしょう。心配する多くの声があるわけでしょう。その声を聞きながら、行政は中立公平で工事を認めますって何なんですか。法律がそうなってますからって。何ぼ法律になつたって、行政として守るべきは住民ですよ。住民の声を聞いてやるべきですよ。それもできないで、ようそんな答弁しますね。

さっきの話、早めに読んでしまったけど、放射能被害から引っ越してきた人、平群町にずっと住んでて初めて子どもたちが通る道が送電線が通って、電磁波の問題があるって知って怒りに震えてね、いろいろお母さんたちと相談しながらいろんなことをやってる若いお母ちゃんもいるわけですよ。そういう中でね、さっき初めて傍聴してびっくりしたという話ですよ。未来を守るというのに、全然平群町の町長も職員も興味がないと。こんな町に住んでられるんですかというような話じゃないですか。こういう真面目に考えてる人たちが幻滅してるんですよ、こんなええポスターを作ってるけど。平群町のきれいなポスターを昨日もちよっと質問であつて、ホームページを開いたら四つほど平群町の景色が出ます。これもその一つです。これはふるさと納税って、こう書いてあるけど。きれいなところはいっぱいですよ。福貴畑からあちこちね。あそこだけが森林違うから、平群はいっぱい山があるねんからその4.8%ぐらいどうでもええんじゃみたいな話で思つてんのかしらんけど、そうじゃないでしょう。

こういうビラを若いお母ちゃんが作ってるんですよ。そういう思いに応じて、平群町でやるのが限界がたとえあったとしたって、法的にですよ、あったとしたって、どう最大限努力するかというのが町長の仕事でしょう。本当にそんなことも考えないんだったら、今すぐ辞めるべきですよ、はっきり言って。そんな責任を持ってないんなら。だから、行政として限界は分かります。限界はあったって住民の声を受けてできることは何でもやるというのが本来の行政でしょう。既にもう町段階でメガソーラーを止めてるところは、もういっぱいありますよ。それは町自身、町長や職員自身がこの前テレビのNHKでやってた木曾町、元共産党町長、今はもう違いますけども、長野県の木曾町でNHKが取り組んでたところで、そこの担当課長が住民の声をしっかり受けてというふうにインタビューされてました。それに比べて平群町は何ですか、どう考えたって業者寄りじゃないですか。もうこれ以上は時間がなくなってひんしゅくを買ってるようなので、やめますけどね。本当に納得できないですよ。さっきの今田課長の答弁といい、町長は中立中立って、自分のビラにまでこれを書いて配ってはりますけどね、初めてですよ、2年間で。町長はあんまり出さんほうがええというのが僕の持論やったんですが、だから、出たとき新聞を見てびっくりしましたが、これはメガソーラーのことをわざわざ書いてはります。行政は中立公平、「私の考え」のところで書いてはることをずっと言っはるんやけど、その考えは間違いじゃない。でもね、さっき言ったようなことも含めて、住民の思いに応じて町としてどこまでできるかということは、まだまだできることはいっぱいあるんです。そのことをきっちりやった上で、これ以上は法的にどうもできないんですというんだったら、ある意味仕方ない部分ありますけれども、全然そんなことなしに、どっちかという業者寄りとしか思えない状況なんで、この問題についてはまだまだ1月から工事すると言ってますけども、それはもうそんなとても許されない状況だということは、まずその送電線の場所が決まらない限り、この中身の問題についてはこの前議論したから言わないけども、やっぱりどう考えたっておかしいですって。そのことは指摘をします。

ほんで、教育委員会が何も言わなかったら再質問しませんけども、姿勢の問題なんですよ、別にね、それが大事なもんやから町として指定してないから、そんなことはどうでもええんです。そういう文化財としてあるもの、過去の歴史であそこが櫛原越えという道のところにあって、そこに歩く人を見守っていたというその歴史、そういう歴史も含めて必要なんですよ。だから、そこへ絶対置かなあかんということじゃなくて、例えば広い48ヘクタールだけでも、昨日も言ってたけど、実際にソーラーをつけんのは十何ヘクタールって言って

たでしょう。残置森林も残る、じゃあ、その計画も含めてね、ちょっとでも残るような方策、道路は全部町道はうちが反対しましたが、全部向こうに売ることになってるから、全て事業者の用地になって、平群町のものは何もないですけどもね。でも、そういう昔の櫛原から大阪越えの道路を旅人が歩いたという歴史も含めてね、平群町の遺産じゃないですか。どっかへ書いていかなあかんわけじゃないですか。教育委員会はそれを守る立場にあるわけだ。だから、破壊するとかそんなことがあってはならないと。できるだけ現状のままに残すように、教育委員会としても事業者と話しするぐらいのね、それぐらいのことはしなさいよということ言ってるんです。事業者が残すって言ったら残してくれるんですけど、そういうね、他力本願じゃなくって自分たちの文化財は自分たちで守るといふ。じゃあ、全然何の指定もしてない樺井城、何で残すんですか。あれは地元住民の皆さんがこれまで守ってきたから一生懸命やということになって、町も一緒になって今やってるわけでしょう。私はそんなん言うたら、古墳なんてもっと残してほしいですよ。いっぱい壊してるじゃないですか、古墳。あなたたちじゃないけど。だから、そういう意味で言ったんであって、消極的なうちは指定してないからもう関係ないみたいな話をするんじゃないよと。今日は残すために何とかと言ったけど、そのことを言っておきます。

長くなりましてけど、町長、そのことをしっかり考えてくださいね。さっき読んだ若いお母ちゃんらの言葉を肝に銘じていただきたい。これ以上は同じこととなりますので、この件はこれで結構です。

○議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、山口議員の大きな3項目めの所得等の控除引下げの影響についての御質問にお答えいたします。

福祉こども課につきましては、議員御質問のこども園の保育料につきましては、市町村民税の所得割額を算定基準としていることから影響はございません。児童手当については、所得金額を算定基準としていますので、所得金額が増加したことにより若干ではございますが、影響を受ける可能性があると考えております。ただ、今回の個人所得課税の見直しについては、所得税や個人住民税

の総所得金額等を活用している社会保障制度等の給付や負担に関しては不利益が生じないように、当該制度等の所轄府省において適切な措置を講じなければならないとされており、既に児童扶養手当と特別児童扶養手当などについては、影響や不利益が生じない措置を講じる通知が来ていることから、今後、児童手当についても同様の措置が講じられるものと考えております。

以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

引き続きまして、教育委員会からお答えをさせていただきます。

教育委員会が所管するものでは、小中学校の就学援助費、奨学資金貸付事業費、それぞれ生活保護基準を目安に基準が定められておりますので、影響を受ける可能性はございます。令和2年度の就学援助費の実績で試算いたしますと、141名認定中3名、約2%の方で影響が生じる見込みであります。奨学資金につきましては、ここ数年、貸付け実績がないため試算はできておりません。対策につきましては、対象世帯の所得につきましては毎年度変動することから正確な影響額の見込みができず、具体的な対応策の検討が困難なこと、また全国的に影響が生じる可能性があり、今後国の制度の見直しなども考えられるため、県にも問合せを行いましたけれども、現時点で国から特段の通知や通達が出されていないとのことでした。県には再度、国への問合せや対応策についての情報提供を依頼しておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

町営住宅家賃の税改正による負担の影響についてお答えをします。

令和元年12月26日付で国土交通省住宅局長より、所得税法改正に伴う公営住宅法施行令の収入認定の特例の取扱いについて通達が出ております。給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替に対する収入計算において、家賃負担が増す影響が生じないように、そういった通達でございます。詳しく言いますと、給与所得または公的年金に係る雑所得を有する1人につき、基礎控除振替分である10万円を控除、10万円未満にある場合は当該所得合計金額を控除の措置が取られているものであります。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

ほかにもいろいろあるから、ちょっと平群町の場合はあんまり関係ないんか分からないですけど、ここんところは国のほうから、今、課長からあった特別の措置をするようにというのが出てるということなんで、その辺はきちっと目配せさせていただきたい。

ただ、教育委員会の就学援助については、まだそれが出ないみたいなんで、ちょっとその辺はね、今まで受けられたのに受けられないということがないようにですね、きちんとやっていただきたいということをお願いして、この質問はそれで結構です。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

11時45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時32分)

再 開 (午前11時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○9番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

定住促進、空き家対策における空き家バンク制度について、椿井地区・元コーナン開発予定地の今後の土地利用について、大きく2点についてお伺いいたします。

まず大きな1点目は、定住促進、空き家対策における空き家バンク制度についてお伺いします。

平群町内の空き家の現状は、平成25年、全国的に放置され老朽化した空き家が近隣居住者や通行人、通行車両にとって倒壊等による非常に危険な状況の

事例の指摘が全国的に多くなってきていることや人口減少による空き家も増加し、利活用の状況を把握する目的のため、国庫補助による現状調査が推進され、本町も8月から10月にかけて、実態把握に取りかかったのがきっかけとなり、平成27年4月、空き家等の有効活用を通して定住の促進及び地域の活性化を図るために、空き家バンク制度が制定され実施されました。当時の調査では、平群町内で534戸もの空き家が確認されたという結果でありました。

昨今の社会情勢の中、新たな山間地等での大型住宅開発の需要が少なく、平地部分での大型住宅開発用地も確保できない状況の中、6月議会で一般質問した定住促進奨励金として家屋の固定資産税を3年間キャッシュバックする個人給付的施策の状況から見ても、平成28年から令和2年までの5年間の全給付戸数258戸に対し、中古物件の対象戸数が66戸の約25%と少ない現状になっています。平群駅周辺や竜田川駅周辺等で土地が比較的安価な場所にはミニ開発、いわゆる道路位置指定と言われる開発では、すぐに個人住宅が建ち並び、販売、購入されているように見受けられます。しかし、町内の中古物件、空き家の解消は依然として進んでいるようにはありません。数年前、町ホームページに掲げられていた定住促進のキャッチフレーズ「こんな近くにスローライフ、自然と共に暮らすまち、へぐり」「子育てナンバーワン宣言」など言葉遊び、宣伝文句だけではどうしようもないのが現状であり、住みたい町、暮らしたい町のランキング上位には上がってこないのが現実です。

そこで6点お聞きします。

1点目、空き家の現在の実態と空き家バンクの登録数は。

2点目、いわゆる旧大字内での古民家と言われる住居の登録数は。

3点目、これまでの空き家バンクのマッチング成立実績件数は。

4点目、空き家バンクの流れのイメージ図の当事者間での交渉・契約という流れの具体的中身はどのようになっているのですか。

5点目、民間活力・民間物件の情報掲載は法的に問題があるのですか。

6点目、住みたい町、暮らしたい町のランキングを上位に上げるには何が不足していると考えておられますか。

次に大きな2点目は、椿井地区・元コーナン開発予定地の今後の土地利用についてお聞きします。

椿井地区の168号東側土地利用については、約10年以上前、都市計画マスタープランにおいて、市街化調整区域のまま住商共存の土地活用として進める計画でありましたが、県との協議の中、市街化区域に編入して土地利用を図る方針に変更され、第2種住居地域とし、168号道路沿道の立地条件を生かした沿道商業機能の増進を図るため、職住近接の暮らしやすい居住環境を確保

しつつ、商業施設等の立地を誘導し、また秩序ある沿道市街地環境の形成を図ることを目標とし、土地利用の方針として椿井地区の地区特性を考慮し、店舗専用地区及び住商協調地区に区分し、住環境に配慮した健全で良好な市街地の形成とともに、沿道商業地としての計画的な土地利用の誘導を図るため7.3ヘクタールの土地に対して、今から約9年前の平成23年5月、線引き・用途変更を実施、椿井地区・地区計画を含めた都市計画決定がなされました。しかし、その後、コーナン商事株式会社による大型店舗誘致が計画されましたが、事実上頓挫、引き続いて平成28年より、福井県に本社を置く株式会社プラントが大型店舗の出店計画の意向を示されましたが、その計画も令和2年8月に中止となり、現在、市街化区域として草だらけの荒地となってしまっています。その上、過去には平群町土砂条例にも抵触する部分も指摘され、その後、正式な手続を取られましたが、平群町の玄関口として10年間にも及びあまりにも荒廃した状況が続き、町のイメージダウンにもなっている現状となっています。しかし、現在の地区計画の規制では、区域の大部分が事実上、大型店舗としての土地利用しかできないのが現状となっています。

そこで2点質問します。

現在、大型店舗として、企業、開発業者等より問合せ及び利用計画は協議されているのでしょうか。もし方向性、計画性がまだ未定の状況であれば、早急に地区計画の見直しを行い、今後この地区をどのような都市計画の方向性を持って誘導していくのかを示す必要があると思います。その一つとして、168号沿道には、小型飲食店舗等の誘導、その東側については住宅敷地の開発行為として、1団地の形成が図れる地区計画を制定してはと思いますが、いかがお考えでしょうか。

平成30年3月、改定された平群町都市計画マスタープランでは、土地利用の方針として「国道168号沿道の椿井地区では、地区計画の趣旨に即して利便性の高い立地条件を生かした日常生活の利便に供する商業施設を誘導するとともに、商業環境と住環境が調和した利便性が高く暮らしやすい市街地環境の形成を図ります」と記載されています。住宅敷地の開発行為として、1団地の形成が図れる地区計画を制定するには、もちろん土地所有者の方々の同意等も必要となってくると思われますが、現状の地区は既に農業等も含め、生産性がない状況となっているが、所有者には固定資産税の納税や草刈り等の整備義務が常に存在している状況です。町が主導となり、約10年間進まない現状の打開に向け取り組んでいかなければ、いつまでたっても解決できないと思います。いかがお考えでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議 長

山田君の質問の途中でありますが、1時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 11時 55分)

再 開 (午後 1時 30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、1項目め、空き家対策における空き家バンク制度について、1点目から5点目についてお答えいたします。

1点目、空き家の現在の実態につきましては、直近の令和2年公表の平成30年住宅土地統計調査で、専用住宅空き家510戸となっています。空き家バンクの登録数は6件となっています。

2点目、いわゆる旧大字内での古民家と言われる住居の登録数は6件のうち、西山間地域で1件の登録があります。

3点目、これまでの空き家バンクの成立実績件数につきましては、平成29年度に1件と、現在交渉中物件1件でございます。

4点目、空き家バンクの当事者間での交渉・契約という流れの具体的な中身につきましては、空き家を貸したい、売りたいという所有者は本町へ物件の登録申込みをしていただきます。町担当者が現地調査、物件の写真撮影等をして確認後、平群町ホームページで情報を掲載と同時に全国版空き家バンク、ライフホームズのホームページに掲載します。また、借りたい、買いたいという利用希望者については、利用希望者登録を行っていただき、希望物件が見つければ所有者等に連絡調整をしています。なお、家賃や売買価格などの交渉や契約につきましては、宅建業者、不動産会社などを活用するよう促しております。

次に、5点目、民間活力・民間物件の情報掲載の法的な問題につきましては、民間会社が所有する不動産売買等物件情報を町ホームページ上で情報をリンクしている市町村がないか現在探しているところですが、今のところ実例を見いだせていません。これにつきましても、今後さらに自治体での実例等を調査して、法的にも問題がないかも含めて検討してまいります。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

続いての6点目、住みたい町、暮らしたい町ランキングを上位に上げるには何が不足しているかについてお答えします。

民間不動産会社が居住満足度調査を実施し、本年10月に「街の住みこちランキング2020」及び「住みたい街ランキング2020」を発表しました。全国版の中で、奈良県王寺町が住みこちランキング1位にランクインし、その要因として、交通の利便性や親しみやすさ、行政サービスが評価されています。平群町は、奈良県版で第9位にランキングされ、住みこちトップテンは県北西部に集中しています。その要因として、大阪や京都にアクセスしやすく、ベッドタウンという性格を持つ町とのことです。また、住み心地という点では、町が実施した住民意識調査、第5次総合計画策定時（平成23年の10月から11月）、人口ビジョン策定時（平成27年の7月から8月）では、約7割の方が平群町に住み続けたいと考えており、今後も緑豊かで自然と調和が取れ、住環境がよく、安心して暮らせる快適な町を望んでいます。一方で、年齢が若いほど転出意向が高く、交通の利便性向上や雇用の創出が若者定住の上での課題となっています。また、住みたい街ランキング（奈良県版）では、北西部の王寺町、生駒市、香芝市の3自治体がトップ5にランクインしています。

そこで、議員御質問の住みたい町、暮らしたい町のランキングを上位に上げるには何が不足しているかについてですが、平群町は自然豊かな中にも近隣都市部への交通アクセスがよく、地価・居住費も安価に抑えられるという町の強みを生かし、若者の転出防止、転入促進を図るとともに、若い世代が望む子育て支援や充実した教育環境の施策を推し進めることで、特にファミリー層向けの転入促進が期待できるものと考えております。しかしながら、自然環境や歴史資源等、多くの観光資源に恵まれていますが、PR不足のためイメージが希薄で知名度が低い状況にあるため、これら優れた地域資源を生かし、平群町に関するイメージを形成し発信していくことが必要と考えています。

以上でございます。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございます。それでは順次、再質問させていただきます。

まず、空き家対策の件で、空き家の現在の実績というのは、本格的にそれなりの経費といたしますか、人件費といたしますかをかけなければなかなか出てこな

い。それが出てきたからという正確な数字を知ったからどう生かされるかということになってくるとちょっと疑問があるんで、今現在の実態というのはなかなかつかめないと思いますけども。空き家バンクの登録数は6件、せっかく空き家バンクというものを行政がつくっているのに増えない。民間の不動産業者に対して抱える物件が少ない。これはなぜかなということではいろいろな理由があると思うんですけど、その辺はなぜだと考えられるのかなということもまず1点。

それから2番目の古民家、ネットの情報を見ても西山間のほうで1件、賃貸物件としてあるんですけども、このことに私も以前に古民家に住みたいということで問合せを頂いてちょっと確認したんですけど、一步の違いではほかの方が借りられたということがあったんですけどね。この古民家というのが今、ある意味求められてる部分もあるようですよね。当然、古民家となってくると、これまでにつくられてきた地域コミュニティーというんですか、地元とのコミュニケーションをしっかりと取ってもらうということが一番大切なことになってくるんですけど、当然、古民家に住もうとされる方はその辺のことのしっかりとした認識を持ってですね、住まわれるんだと思うんですけど、古民家を取り上げていくということも行政ならではのことなのでね、そのことはしっかりと取り上げて一緒に行っていただきたいと思うんですけど、今までの中で古民家の掲載されているのが、ちょっと町のホームページは賃貸住宅になってると思うんですけど、信貴畑のほうで。問合せというのがあったのかどうか。

3点目は、これまでのマッチング実績なんですけど、29年度に1件があって、現在交渉が1件、これも物件の数もあるのかもわからないけど、なぜ少ないのかなという。もうちょっとあってもいいんじゃないかなと思うんですけど、ただ、私も町のホームページをちょっと利用しようかなと思ってのぞいたことがあるんですね、3年か4年前。申し訳ないですけど、その当時の空き家バンクの掲載はひどかったです。金額も分からない、場所も分からない、これで何を売るんだと。何をアピールするんだというふうなものだったので、ちょっと議会でも言ったんです。今は写真も間取りも、ある程度掲載していただいて、金額も当然個々の交渉事だと思うんですけど、しっかりと載せられている。大変充実したものになってるなって感じる。そのことに対しては、よくやっていただいていると思うんですけど、ただマッチングが少ないというのはいろんな理由があると思うんですけど、その点についてはどう考えられているのか。

4点目の、空き家バンクの流れなんですけどね、イメージ図としてホームページも空き家バンクイメージ図が掲載されています。先ほど答弁いただいたように、売手と買手がどういう形かと。ただ、不動産業者ではないので、あっせ

んをするわけじゃないので、当事者間での交渉・契約になると、それは仕方ないと思うんですけど、この当事者間での掲載に含めてですね、それを利用するのにまず利用者希望者登録というのがあってですね、行政がやることなんで、もちろんどこの誰か分からんかったらいかんということだと思っんですけど、利用するに当たって物すごくいろんなことを書かなければならない。契約に至るまでに必要だったら分かるんですけど、契約するか分からへんのに、利用者は利用登録するだけでいろんなことを書かなければならない。もうちょっと簡素化にできないのかなと。行政として求められてるのは分かるんですけど、もうちょっと簡素化できないのかな。これ、何のためにここまで詳しく書くのかなというのが、正直疑問です。それと今、聞いてますとダウンロードはホームページからできるんですけど、郵送なり、現物が要ということなんですけど、これをもっと簡素化してネットで申込み、登録できないのかというふうに思うので、この2点。

あと、先ほど言いました交渉や契約は当事者間で行うか、不動産会社などを活用するように促していると。もちろんそれしか仕方ないと思っんですけど、現実的に当事者間では瑕疵担保の問題もあってね、当事者だけで契約を交わしてお金をやり取りするというのは不可能ですよ。そんな1万円や2万円のものを買うわけじゃないんで、瑕疵があったらどうするんだ、担保についてはどうするんだって、当然不動産屋さんなんかが入ってもらわないと契約できないと思っんですね。そういう面からしてですね、町内業者育成というか、町内の不動産業者も活発に動くようにですね、不動産会社と連携して順番にといろいろな方法はあるんですけど、公平にですね、不動産会社を紹介するとかそういうことも必要ではないかなと思っんですね。そのことによって、町内の不動産業者さんがですね、事業や業務が拡大されればですね、5番にもつながってくるんですけど、例えばちょっと話は飛ぶかもわかりませんが、5番と一緒になんですけど、ホームページ、法的な問題という話も出してるんですけど、町のホームページのバナーなんかで、今ホームズという東京のほうの民間の業者に飛ぶように、そっちでやってもらってるみたいなんですけど、町内の不動産業者さんにですね、町内物件に特化したホームページを作っていただいたらそこに飛びますよと。その不動産業者さんと直接交渉していただいてもいいですよというふうなシステムね。これ、要は民間の活力、ただ、町のホームページ、公的な機関の中で民間の特別な仕事を手助けするみたいなことになってしまふので、法的に問題があるのかどうかということも含めて、先ほど検討しなければならぬということもおっしゃった。当然、検討していかなければならぬと思っんですけど、それが民間の活力を有効に利用する。また、町内の業

者の活性化、町内業者を育てるというんですか、町内の事業を活性化させるということにつながっていくと思うんです。その中で、それができれば王寺や生駒の業者も参入させるといいますか。なんてったって6件とかでは少な過ぎる。そういう意味では抱える物件をどう増やすか、このことは当然地権者の方に、持っておられる所有者に協力いただかなければならないんですけど、民間の業者はもっと数多く抱えていますよね。民間の不動産業者さんは空き家を見つけると、法務局等で地権者を調べて、所有者を調べて交渉に行くということをおっしゃってました。交渉に行くんですけど、民間の業者が金額について提示すると所有者に怒られるって言ってますよ。何でそんな安いんやって。当然いい時代に高く買われている平群町の物件ですから、今びっくりするぐらい下がってる。それやったら売らんと持ってるほうがええ。でも、それにも限界があるから、やっぱり所有者が利用されないんであれば売ってもらおう。そのことで平群町に住んでもらうということが一番大切だと思うんです。そういう意味では、民間の不動産屋さんは営利目的ですから努力されてますよ。町はなかなかそんな努力ができないんですけど、そういう意味でせっかくつくった空き家バンクをしっかりと利用してもらえるように、たくさんの方が遠方からでも見てもらえるように、そういうシステムを民間の活力を借りてつくっていかねばならないと思うんですけど、そういう意味で4番と5番について、答弁いただきたいと思います。

それから6番ですね。住みたい、暮らしたい町のランキング上位に上げるには、大変難しい問題だと思います。王寺町は全国1位になった。交通の利便性、親しみやすさ、行政サービスということが載ってますけど、交通の利便性はこれは私たちはどうすることもできないですね、公共交通としての都心へのアクセスということではね。王寺駅と私たちの平群、竜田川、元山上口、東山では到底太刀打ちできない部分があるんですけど、親しみやすさや行政サービスって決して劣ってるものではないと思うんですね、私たちの平群町もね。でも、こういう結果になってくるんです。そういう意味では、上げるためには何をすればいいのかって大変難しい問題だと確かに思います。平群町が住み心地では県内9位、大阪、京都にアクセスしやすくベッドタウンという性格を持った町なんですけど、なかなかこれだけでは受け入れてもらえない。全国的に暮らしたい町のランキングでいいますと、交通の利便性、生活の利便性、子育て、教育環境、治安、コストパフォーマンスというふうには上げられています、インターネットで見るとね。場所がどこなんだというと、大阪緑橋であったり、神戸元町であったり、京都桂川、大都市なんですよ、基本的には。大都市の中で、比較的居住区が安価であるということを求められている、そういう意味では平

群町は勝てないんですけど。平群町が生き残っていくというか、勝っていくためには、もっとこう分かりやすい、よく不動産で建物を売るのがに駅まで徒歩10分とか書いてるようにね、もっと全面的に大阪、京都にアクセスしやすいベッドタウンという言葉だけではなく、具体的に駅から難波、梅田まで何分というのを、町自身がね、不動産屋さんなんかはよくコマーシャルされると思うんですけど、町もそういうことに着眼してですね、具体的にアピールしていかなければならないと思うんですけど、アピールの方法を考えなければならぬということではどうですかね。

あと、知名度が低い、観光資源を生かしていかなければならない、おっしゃったことはもっともだと思います。そういうことにどうやって力を注いでいくかということも大きな課題ですが、あと育った若者、転出した若者が帰ってきたくなる町、もっともだと思うんですよ、そういう御答弁を頂いたんですけど。でも、今、町の中でこの平群町に住んでいる子どもたちに、今のアピールしようとしていることは伝わっているのかどうか。例えば、子育て支援や乳幼児、高校3年までの医療費助成なんかは、今の若い人たちがそれを認識しているのかどうかですね。今、平群町にいる子どもたちにも、将来帰ってきてこの町で住みたい、この町で子育てをしたいと思ってもらえるように、内部に対してもアピールが不足してるんじゃないかなって。例えば、成人式でいろんなことを町の施策、若い人たちに対する施策はどんなことをしてるんだとか、もっとアピールしなければならぬのではないかなと思うんですけど、その点についてどうお考えですか。

以上、再答弁よろしく申し上げます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、順次答弁させていただきます。

まず1点目、登録数が6件でなぜ増えないかということですが、これは本当にこれまでも増えないということで、いろいろ考えてるんですけども、基本的に住民の方が家を売るとかとなれば、すぐに思いつくのが不動産屋ということで、議員もおっしゃってましたが、そういうことになってるのかなと思います。空き家バンクというのが、すぐ住民の方にイメージしてもらえるようにしていかなければいけないのかなというふうに思っております。今現在、空き家バンクは町のホームページからしかのぞくことができません。その辺についても、もうちょっと改善できないかというふうに考えております。

次に2点目、西山間での古民家ということで1件あるんですけど、今現在、間

合せがございます。これも借りるといふことの相談であります。これもうまくいけばいいのかなと思つてるところです。

次、3点目、なぜマッチングができないのかということですが、過去に1件、今現在1件の問合せはあるんですけども、そもそも物件の数が少ないということが挙げられますので、この物件の数でマッチングというのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

次に、空き家の利用希望者の件でございます。この利用希望者の方の登録の簡素化、それから登録するのに直接ネットでできないのかということですが、この簡素化については検討の余地がないのか、ちょっとこれも十分検討させていただきたいと思つています。それとネットで接続して登録ということですが、これは今のところ、今の町のホームページではセキュリティーの関係で個人情報関係でできないということになっております。このことも含めて、セキュリティーの関係でネットでつなぐ件については、今後の検討課題とさせていただきたいと思つています。簡素化につきましては、できるだけ簡素化できるように考えていきたいと思つています。

それから、民間の件でございます。これ、民間の不動産業者との連携ということだと思つてんですけども、これにつきましては、町のホームページに民間の不動産業者の欄を町のホームページにリンクさせると。町内だけの不動産物件だけをリンクしていただけるといふふうに、これは町内の不動産業者さんとも相談させてもらわないといけませんし、町内以外の近隣の不動産会社でも町内の不動産を掲載されているところもありますので、そういった不動産会社ともどこまでできるかということ、これは相談させていただきたいと思つております。法的な問題につきましては、これは今後も検討してまいりたいと思つております。

以上でございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えしたいと思います。

議員より、住みたい町、暮らしたい町のランキングを上げるのにはどうすればいいのか、平群町をもっともっとアピールすべきではというような御質問を頂いております。先ほどの答弁と重複するところがございますけれども、先ほどですね、総合計画、人口ビジョンの策定時に行いました住民意識調査の中で約7割の方が平群に住み続けたいと。そう思い続ける一方で、年齢が若いほど転出意向が高く、これも若者定住の上での課題になっていると申し上げたところ

でございます。これらの住民ニーズを踏まえまして、平群町における総合戦略がございますけども、その四つの基本目標の中で、まちづくりの方向性として、「若者が住める、住みたくなるまちをつくる」「子育てしやすい、子育てしたくなるまちをつくる」というものを掲げております。町の知名度を上げる、情報発信を強化することや現在、平群町が取り組んでいる子育て支援と教育の充実、この施策には先ほど議員からもちょっと紹介がございましたけども、二つのことも園の開園や子育て支援センターの設置、町内3小学校での学童保育所の運営とか小中学校の教室における100%のエアコン設置、オンライン学習の充実、また高校3年生までの医療費無料化と色々な施策をやっております。もちろん大阪難波への通勤が約1時間以内と、そういうような利便性もございますけども、そういったことをよりPRして、さらに推進していく、そうすることで平群で育った若者、また転出した若者がですね、平群町にまた住みたい、また帰ってきたいと、そういうふうに思えるまちづくりを推進していく、そういったことが暮らしたい町のランキング、住みたい町のランキング上位につながるものではないかと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

山田君。

○9 番

何点か再質問をさせていただきます。

空き家の希望者登録についてはネットで、それにはセキュリティーの問題もあってということでおっしゃってます。確かに理解するところであるんですけども、今の時代です。できるだけ簡素化にスピーディーにできるような方法も考えていただきたい。答弁は結構です。

あと、マッチングも少ないというのは、もうおのずと答えは登録が少ないということになるんですけど、そういう意味で、まず相談させていただきたいというお言葉も頂いたんですが、町内不動産を営む業者さんとしては3社あるのかな。その3社ともいろいろな相談を重ねながら、せっかくつくった町の空き家バンクでございますので、このことを十分活用できるような、そして町内不動産業者さんですね、その業を営むに当たって効率がよくなる。そうすると、そのことによって空き家の削減対策も促進されると思いますので、そういう意味で、十分法的な問題をいろいろクリアしながら、できるように検討いただきたいと思いますので答弁は結構です、これもね。

あと、住みたい町、暮らしたい町ランキング、いろんな施策を今、課長がおっしゃったように町はやっていますよ。そういう意味で、答弁は結構ですけどね、

子どもたちに私たちの町ということで、平群町の歴史も勉強する時間も与えられてると思うんですね。郷土愛、これを育てるといことは大変大切なことだと思うんです。そういう意味では、平群町の仕事ということも勉強をたしか以前もされてました。どんな仕事があるのかなということも。今、町がやってる施策といいますか、子育て、要は今、課長がおっしゃった若者が住みよい町にするために、子育てがしやすい町にするためにというのはね、小さいときからなじんでもらう、教えていくという教育の時間があってもいいのではないかなって思うんですね。ちょっと話は外れますけど、竹島についてもね、島根県の。ある国会議員の方おっしゃってるのは、韓国では竹島の天気予報をやってるというんですよ、テレビでね。そうすることによって、竹島を韓国の領土だということを国民が思うわけですよ。そういう意味で、日本でも竹島の天気予報をやるべきだという意見もあるんですけど、何が言いたいかというのは先ほどのことですよ。平群町の郷土愛、そのことをしっかりと子どもたちに学んでいただくためにも、内部に向かって平群町の施策をアピールすることも大切だということを思いますんで、今後また検討をいただきたいと思います。

今、財政が厳しい状況の中でね、私もいつも若い世代の賃貸住宅家賃補助制度もいつも提案してるんですけど、なかなか今この財政厳しい状況ではそういう特効薬というか、お金のかかる事業がやりにくい。それであれば、みんなで知恵を出すしかない。知恵は1人より100人のほうがいいわけでしょう。そういう意味で、最後にちょっと町長の御答弁をお聞きたいんですけど、私は町長は職員の方々からも信頼が厚いと思っています。職員のいろいろな言葉にも耳を傾けられる町長だと思います。そういう意味では、ランキングを上げるということで平群町を知っていただいて、平群町に住みたいと思ってもらうことも大切なのでランキングを上げる、まあランキングを上げることが目的じゃないんですけど、そういう意味で転入してもらうという意味なんですけど、それはどんなことをすればいいのかということ、それこそ職員一丸、職員のみんなにそういうことを聞くようなシステムの構築というんですか、そんなテーマでの検討会というんですか、いろんな意見を吸い上げるような、みんなでどうすればランキングが上がるんだろうという、そんな会を持っていただくようなこともどうかなと思うんですけど、町長、その辺についてはどうお考えですか。

○議長
町長。

○町長
それでは、山田議員の御質問にお答えします。

山田議員より、本当に貴重な御提案を頂いてありがとうございます。平群町

は、近隣近郊都市で良好な住環境にあります。が、なかなか知名度が低く、多くの人に平群町に来ていただき、平群町の魅力を知っていただくことが本当に大事だと思います。今、観光ではNHK大河ドラマで、松永弾正、信貴山城も出ております。信貴山、そして平群町を知っていただく、本当に絶好のチャンスだと思います。また、農産物ではこれからイチゴの生産の最盛期を迎え、多くの買物客が来られることから、道の駅くまがしステーションからも情報の発信に努めたいと思います。

また、言われました、今住んでいる子どもたちに、平群町の副読本というのが多分あると思うんですけども、郷土愛を育むようなそういう教育もしっかりしていきたいというふうに考えております。

そして、職員の意見を聞く会議、プロジェクト会議になるかどうかは分かりませんが、平群町が住みたい町、そして暮らしたい町、そして若者が帰ってきたくなるような町になるように、職員共々、戦略を協議し検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

これで1点目の質問を終わります。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

2項目め、椿井地区開発予定地についてお答えいたします。

1点目、椿井地区の開発計画中止後の出店計画状況につきましては、大型店舗2社から問合せがございます。具体的な協議までには至っていません。

2点目、地区計画見直しにつきましては、平群町都市計画マスタープランの土地利用方針として、椿井地区は利便性の高い立地条件を生かした日常生活の利便に供する商業施設を誘導するとともに、商業環境と住環境が調和した利便性の高い市街地環境の形成を図るとして、土地利用沿道サービスゾーンを位置づけ、民間活動を重視した計画を行っているところであり、現在計画に沿った商業施設等の誘導を図っているところです。今後、商業施設の出店状況によっては、平群町都市計画マスタープランに基づく長期的な展望、沿道サービスを重視した柔軟で効果的なまちづくりが課題となりますが、地区計画見直しは地元地権者の全面的な協力が大きな鍵となり、協議なしに行えないと考えるところ

ろであり、慎重に検討してまいりたい。

○議 長

山田君。

○ 9 番

何点か再質問させていただきます。

現在の問合せについては、2社から問合せがあると。具体的な協議までは至っていない状態の中で、なかなか公表することもできないと思うんですけどね。今、あの地区では幾ばくかの土地を耕作地に戻そうとされている部分があると思うんですよ。それはそれでいいことなんですけど、耕作地に戻そうという土地があるということは、問合せについては地権者全体での話に広がってないのかなと。そういう意味からは、具体的に実効性がある話として進んでないというふうに思ってしまうんですよね。そのことを今ここで議論するつもりもないんですけど、そういう意味では本当に真剣に開発に乗り出してくれるのかなと、くれればいいんですけど、期待が正直薄いなというふうに思うんです。そういう意味では、このまま放置するわけにはいかない。そのような具体性のない話をいつまでも待つわけにはいかないのではないかなという思いから、それでも町としては、現在計画に沿った商業施設の誘導を進めているということなんです。でも、分かっているんですけど、10年以上放置されているから、どうにかしないとと思うのは全町民の、どうなってるんですかということをおっしゃいますよね、皆さんね、の思いだと思うんですけど、昨日の一般質問の答弁の中でね、農地の稲月議員の質問でしたけども、市街化区域は宅地化を誘導することが重要な施策であり、市街化区域の農地を恒久化する施策は土地利用計画に相反するものであるという、そのとおりだと思うんですよ、皆さんも同じ考え。でも、今はそうになってないわけですよ。そういう意味では、変えていかなければならないと思うんです。当然、地権者の協力が必要だと思うんですよね。そういう意味では慎重に検討をしていただきたいんですけど、今、地区計画を見直そうとすると、どういう手順になるんですか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

まず、地区計画の見直しでございますが、奈良県と事前協議を行い、その後、都市計画法16条関係の手続である権利者縦覧、住民への周知を行います。そして、都市計画法17条関係の手続、公告及び案の縦覧を行います。続いて、都市計画法19条1項の手続である平群町都市計画審議会での議を経て、奈良県知事との協議を行います。その後、都市計画法19条の都市計画決定を行い、

都市計画法20条の告示及び縦覧を行います。その後、平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例を改正することにより、地区計画の見直しが完了をいたします。

○議長

山田君。

○9番

用途変更のように、10年を刻んでということではないと思う。ただ、手続も大変だとは思いますが、この10年先にも今の状態であるならば、逆に言うと、逆線引きも考えなければならない。市街化調整区域にもう1回戻さなければ。そうなってくると、地権者の方々もまた耕作地にしなければならない。今の状態で耕作地にするには、それ相当の費用もかかってくる、労力もかかってくる。どちらかを選ばなければならない時期がやってくると思うんですよね。それも含めて、しっかりと地権者の方と今後の利用についてもお話をさせていただかなければならないのかなと思います。今、この状態で土地利用が進まないというのは、やはり町にも責任があると思います。10年もこのままの状態では大変問題であります。そういう意味で、町長も頭の痛いところだと思うんですけども、今後、今すぐ私の言ってるようにするというわけじゃないんですけど、放置するというわけにも近い将来いかないと思うんですけど、そういう意味では、町長は今の時点でどのようにお考えでしょうか。

○議長

町長。

○町長

この地域は、広域的な生活関連サービスの設置施設の立地を促進し、誘導を図ってきたところであります。過去にも出店計画の意向を示された業者も、現在は中止となり、長年利用されない状況になっております。現在、問合せが来ていると聞き及んでおり、今後の推移を見守りたいと思います。そして、地区計画の見直しで御提案を頂いておりますが、地権者の協力が必要となってくることから、状況を見ながら有効な土地利用をしていただくよう働きかけを行ってまいります。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。本当にね、今のまま10年先に同じような状態にならないように、しっかりと地権者の方と協議しながら進めていただきた

い、このことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

2時25分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時12分)

再 開 (午後 2時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号3番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○3番

議席番号3番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております1点について御質問させていただきます。へぐりウォーターパークの在り方についてでございます。

スポーツ振興の観点から、町民の皆様がスポーツ活動に取り組むことのできる環境づくりは重要であり、また近年は夏の猛暑日が多く、熱中症対策としてもウォーターパークを町民の皆様が御利用できるのは有益であると考えております。残念ながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために臨時休業となり、多くの皆様、特に子どもたちから落胆の声が届きました。

へぐりウォーターパークは、補助金なしでの建設費用12億8,325万円を投じて、平成5年7月1日に運営を開始して27年が経過しました。長年にわたり、町民の皆様から親しまれてきました一方、防滑シートやプール層、ろ過ポンプ、自動塩素注入装置、スライダー等の老朽化が顕著で、古さの際立つ施設でもありますので、毎年の予算に多額の維持補修工事などの修繕料を計上して運営しているのが現状でございます。近年の利用状況としましては、年間オープン日数は44日から45日になりますが、平成28年度の有料入場者数は2万197人に対し、令和元年度は1万5,135人で、約25%減です。幼児、障がい者等の無料入場者を含めた総入場者数は、平成28年度2万5,272人に対し、令和元年度は1万9,293人の24%減と、減少傾向にあります。それに比例しまして、入場料収入は平成28年度1,377万7,000円に対し、令和元年度は1,068万2,000円で、約23%に相当す

る309万5,000円の減収でございました。

これらの状況を踏まえ、ウォーターパークの在り方について、コロナウイルス感染予防対策とは別に町民の利用実態や意向、財政面の見通し、他町の町営プールの実態等を調査し、見直す時期に来ているのではないかと考えます。現時点での町行政としまして、今後の運営についてどのような方向でお考えなのか、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、山本議員のへぐりウォーターパークの在り方についての御質問にお答えをいたします。

議員お述べのように、ウォーターパークにつきましては、平成5年7月に供用を開始しており、長年にわたり町民の皆様方に親しまれている施設でございます。しかしながら、供用開始後27年が過ぎ、近年は施設の老朽が目立ち、プールサイドの防滑シートの一部補修及びポンプ関係の更新のみを行っている状況にあります。現在、ウォータースライダー3基のうち、令和元年度までで1基、また令和2年度の営業準備中にもう1基の不具合が見つかり、計2基が使用不可能な状態となっております。また、流水プールのプール槽の劣化が激しく、いわゆるささくれ状態が多数見られ、このまま使用すれば利用者の安全が確保できない状態になってきております。本来なら大規模なリニューアルを行う時期に来ておりますけれども、これを実施するとなりますと費用的には概算の金額にはなりませんけれども、スライダーの更新で1基約5,000万、2基で約1億円、またプールサイドの防滑シートの全面貼り替えで約4,000万円、流水プールのプール槽などの更新で約6,400万円、スライダー着水プール、幼児用プールのポンプの更新で約1,400万円、合計約2億2,000万円以上の更新費用がかかることが見込まれています。

現時点での教育委員会の考え方としましては、次年度の開場につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況にある中、プールを開場する場合、アルバイトなどの採用など会場準備に2か月程度の期間がかかることとありますとかプールの更衣室などが密になること、また利用者の安全確保するための設備の更新費用が多額になることも勘案をしまして、来年度の営業については実施しない方向で考えております。教育委員会といたしましても、ウォーターパークの方向性につきましては、一定の方針を出したいと考えておりますので、今後、議会にも報告をさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議 長

山本君。

○3 番

御答弁ありがとうございました。今、お伺いさせてもらいましたスライダー3基のうちの1基は以前より不具合で使用禁止になっておりましたので、それは分かっておったんですが、もう1基も使用不可能になっているというのは、今御説明いただきまして新たに分かったところであります。しかし、開場するのであれば、約2億2,000万円以上という莫大な更新費用をかけてリニューアルをしなければいけないということでもありますので、これはもうまさしく私の、いや、住民さんの予想をはるかに上回っていたのではないかなと思います。また、次年度のウォーターパークの運営については、新型コロナ感染拡大防止策や準備不足で開場しないということで、今御説明ありましたが、これについては世間の状況に合わせて致し方ないことであるかと私は考えます。しかし、次年度よりもし再開するのであれば利用者に安全を担保することは、これはもう絶対条件でございます。このことにつきましては、本年9月議会の決算審査特別委員会で、馬本議員さんのほうからも御指摘がございました。ウォーターパークの現状と更新費用については御説明いただきましたが、もし次年度以降に再開するのであれば、その莫大な更新費用をどう捻出するかをあらかじめ考えておく必要があるのではないかなと私は思います。

そこで再質問させてもらいますが、運営にかかる収支状況をもう少し詳しく御答弁いただけますでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

運営にかかります収支の状況でございますけれども、あるいは元年度の決算の収支の状況になりますけれども、収入におきましては入場料収入で1,068万3,000円、そしてコインロッカーの使用料収入で22万8,000円、収入合計で1,091万1,000円でございます。支出で見えますと、光熱水費は除きまして、運営費として1,458万9,000円となっております。それ以外に、町の教育委員会からの修繕費の関係で651万4,000円を支出しておきまして、プール全体の運営費としましては合計で1,019万2,000円の赤字となっております。

○議 長

山本君。

○3 番

御答弁ありがとうございました。運営費収入で、実際に367万8,000円の赤字ということは、開場をすればするほど赤字、一般財源が減少するということになってまいります。行政施策の住民サービスの一環でございますので、黒字が目的ではないというのは一定理解はしますが、1年1年、運営すればするほど赤字が増えてくるということでございます。運営費の収支で、光熱水費は除いてということで、なかなか総合スポーツセンターと同じ建物、同じ部類に入りますので、見えてこない部分があるかと思うんですが、今回、令和元年度については閉場しましたので、明確に算出することがある程度できるのかなということちょっと計算してみたんですけども、昨年ウォーターパークの開場期間が7月13日から8月31日と、臨時休業した今年の同時期の差額なんですけど、水道代では238万5,233円、電気代のほうは284万7,077円、合計520万5,310円が開場に必要光熱水費の参考値ではないかなと思います。その他、売店収入というのでも出てくるんですけども、去年は512万8,000円が計上されております。今ずっとこう出していくと、いろんなところから、歳出、収入等がございますので、一度ウォーターパーク自体、運営に関する費用の一覧のようなものを出しておく必要があるのではないかなと、そのように思います。

いずれにせよ厳しい町財政ですので、少しでも赤字を抑える努力が必要であると思うんですけども、そこでちょっと一つだけ提案させてもらいたいんですが、例えば利用料金の見直しですとか駐車料金の徴収等ですね、何らかの増収策を取って収支の黒字化を図り、少しでも更新費用に充当することができないものでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えさせていただきます。

御提案いただきました利用料金の見直しでありますとか駐車場料金の徴収につきましてでございますけれども、現在、平群町の利用料金につきましては大人が800円、小人で400円でございます。近隣の三郷町と比べてみますと、三郷町は大人が700円、そして小人が300円となっております。三郷町よりも高い料金設定に平群町はなっておるという状況でございますので、なかなかこれ以上の料金改定というのは難しいのではないかと考えております。そし

て、また駐車料金についてでございますけれども、町内体育施設の駐車場につきましては、全て無料という形で運営を行っておりますので、総合スポーツセンターのみ有料化にするということはなかなか難しいのではないかと考えておるところでございます。

○議長

山本君。

○3番

御答弁ありがとうございました。ウォーターパーク利用者の半数以上が町外からお越しになっていただいている利用者だと、分析した結果そのようになってますので、町外利用者の方には、せめて駐車料金は徴収させてもらってもいいのではないかなと。これは私自身の考えなんですけど、とにかくこのままでは莫大な更新費用の財源を確保するのは非常に困難ではないかなと思います。未確定財源の増加にもまたつながることもございます。先ほど、昨日からも岩崎議員、そして長良議員さんからも、一般会計につきましては非常に懸念の質問をしていただいております。そういうことから、私は次年度以降のウォーターパークの運営を断念せざるを得ないのではないかと、抜本的な改革を行わない限り運営はもう継続すべきではないと、私はここで断言しておきます。

最後に、もう一つだけ確認をさせてもらいたいんですけども、ウォーターパークの方向性について一定の方針を出したいと、最初の答弁で言っていたんですが、具体的にいつ頃その方針を出される御予定でしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

方針につきましては来年の2月頃をめどに、今後の方針をお示しをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山本君。

○3番

御答弁ありがとうございました。来年の2月頃に方針をお示しいただくということでございますが、もし今後も運営を停止するのであれば、当然、財政悪化による住民サービスの低下だという声が出てくると思いますので、今後の代替案ですね、こういう次に変わる案を模索した上で具体的な議論ができるようお願い申し上げます。

これを持ちまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

ございました。

○議長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

2時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時40分)

再 開 (午後 2時50分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号10番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○10番

10番、窪でございます。本日の最後となりましたが、どうぞよろしく願いいたします。

今年にはコロナ禍という試練の1年でした。町内でも感染された方々をはじめ、御家族の皆様にも心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈りいたします。そして、最前線で戦ってくださっている医療従事者の皆様には、心より感謝と御礼を申し上げます。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告をさせていただいております6項目について質問させていただきます。

まず、大きな1項目めは、町財政の現状と健全な財政運営の確保について質問いたします。

平群町の財政状況は、これまでより大変厳しい現状でありましたが、皆様の御尽力のおかげで、平成31年度決算では実質収支が1億6,681万円の黒字となり、平成30年度からの繰越金や財政調整基金の取崩し、積立てを考慮した実質的な収支である実質単年度収支も4年ぶりに黒字となりました。しかし、実質公債比率が16.1%、将来負担比率が241.3%と悪化をしております。さらに、平群駅西土地地区画整理事業が大詰めを迎え、解散による全ての清算が必要なため、町が損失補償を行うため、今議会の一般会計補正予算で1億5,603万3,000円が計上され、財政調整基金を繰入れ、未確定財源を計上しなければならず、ここ数年間は大変厳しい財政状況が続くことは承知のとおりです。このような現状を町民の皆様は新聞報道等で御覧になり、

大変不安を感じられております。例年なら、町長を筆頭に住民説明会が開催されるところでございましたが、コロナ禍の中で中止となり、説明資料もまだ未配布であることから質問をさせていただきます。

1、本町の財政状況と今後の見通しについて。

2、財政硬直化の克服と今後の町財政運営について。財政の硬直化をいかに乗り越え、中長期的な視点での町財政のかじ取りをどのようにしていくのか、お尋ねします。

3点目、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化が予算執行や新年度予算編成に与える影響について。当初予算の編成時と比べ、社会情勢やそれを受けての本町の経済状況の見通しも含めて、現在大きく変わっている状況にあると考えます。予算編成においては想定外であった、この新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の事業の執行や今後の予算執行にどの程度の影響が見込まれるのか、また新年度予算編成に与える影響についてお尋ねしたいと思えます。

大きな2項目めは、新型コロナ感染防止対策の町独自支援策の活用状況と対応について質問いたします。

同感染症により地域経済は深刻な打撃を受け、町内事業者も影響を受けていることが予想されます。当然、業種によって受ける影響は異なりますが、状況の変化を踏まえて実態を捉え、きめ細やかな対応をしていかなければなりません。本町でも国の地方創生臨時交付金を活用し、町独自の支援策を実施していただいておりますが、多くのお声を頂くことからお尋ねをいたします。

まず1点目、プレミアム付商品券については、11月1日から来年1月15日までの活用で、プレミアム率100%と大変お得な実施で、町民の皆様からは大変喜ばれておりますが、多くの課題も浮き彫りになっております。今回は事業を委託しておりますが、町としてはどのような認識をされ、改善をされようとしているのか、お尋ねします。中でも今、取扱い店舗の追加が随時更新されてはいますが、ホームページ上等であるために、特に小規模店舗用の500円の活用に困られています。なぜスタート時まで取扱い店舗をそろえることができなかつたのか。また、売上げは増加していますが、使用済み商品券の換金サイクルがこれまでは1週間ごとでありましたが、今回は1回目の精算による入金50日後で、サイクルが長過ぎ回数も少ないため、毎月月末の資金繰りが苦しく、借金をしている状況にある店舗もあります。また、商品券である金券を委託業者にレターパックで送ることは到着するまで大変不安であり、担当課に手渡しを検討もできなかつたのかとお声も頂いております。小規模店舗を守るために、このようなこともスタート時に検討ができなかつたのか、お尋

ねしたいと思います。

2点目、特殊詐欺通話録音装置の費用助成について、現在の実績に対する認識と令和3年度以降の継続をすべきではないでしょうか。

三つ目、中小企業者等事業継続支援金も第2弾で対象者を拡充しましたが、現在の実績と、さらなる対応をどのようにお考えでしょうか。

4点目、緊急小口資金・総合支援資金など、感染症の影響による休業や失業等により生活資金で苦勞されている方に対し、必要な生活費用等の貸付けが来年3月末まで延長されますが、実績と今後の周知方法についてお尋ねします。新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、今後その影響が長期化する可能性もあり、大変厳しい現状を見据え、支援がしっかりと速やかに行き届くような対応をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

大きく3項目めは、子ども家庭総合支援拠点の設置について質問いたします。

全国での子ども虐待対応件数は、2019年度19万3,780件と過去最多で、前年度に比べ3万件以上増加しています。さらに、厚生労働省はコロナによる外出自粛などで生活環境が変化する中、親自身の許容量を超え、子どもへの虐待に向かうリスクが高まり増加傾向にある中、対応に当たる職員の人員不足が懸念されています。これまで児童が虐待によって亡くなる大変痛ましい事件が発生したことを受け、こうした事件が繰り返されることのないよう2016年の児童福祉法改正により、市町村はソーシャルワークの機能を担い、全ての子どもとその家族及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行う子ども家庭総合支援拠点の設置に努めなければならないと規定されました。また、2018年に決定した児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、児童虐待防止の取組を一層強化するとともに、児童虐待対応を専門とする子ども家庭総合支援拠点の設置を市町村の体制強化に努めなければならないとも規定されていますが、本町の設置時期はいつでしょうか。

大きな4項目めは、一般不妊治療・不育治療助成の拡大を質問いたします。

現在、不妊治療を受ける夫婦は5.5組に1組と言われ、年々増加傾向にあります。2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれたお子さんは5万6,979人で過去最多となり、同年の出生数は91万8,400人で、約16人にお一人が体外受精で生まれたこととなります。治療件数も45万4,893件で過去最多を更新している現状です。現在、不妊治療で保険適用されるのは不妊の原因検査など、ごく一部だけで、高度な不妊治療は適用外で、1回当たり数十万の治療を何回も繰り返さなければなりません。体外受精の費用は、大体1回当たり30万円から50万円程度かかります。それに加えて、そこに至るまでの検査や治療などを加えるとさらに負担は大きくなり、民間調査

による通院開始からの治療費用総額が300万円以上を超えた夫婦が増加傾向にあり、経済的理由や仕事の都合から不妊治療を断念するケースもあり、仕事等の両立も大変です。さらに治療自体のつらさもあり、精神的にも大きな不安があります。そのような状況を周囲も理解する環境整備も大事であります。公明党はこういった負担を少しでも軽くなるよう1998年以降、国会や地方議会で不妊治療への保険適用を訴え、署名活動を展開する中、国の助成制度が2004年度に開始された以降、助成金の増額や所得制限の緩和など段階的な拡充を後押ししてまいりました。平群町でも2017年度から一般不妊治療助成として5万円を5年間、2018年度からは流産や死産を繰り返す不育治療にも助成を実施していただいております。2019年度決算では、不妊治療助成16名、不育治療助成1名が申請をされています。いよいよ国が不妊治療の保険適用に向け大きく前進をしており、来年1月に所得制限の撤廃や助成制度を拡充し、2022年4月からの保険適用を目指し、不育症にも初めて助成制度を創設する方向を示しました。

そこで、不妊治療と不育治療の保険適用までは、助成制度との併用が重要と考え、本町における一般不妊・不育治療の助成の拡充についてお尋ねします。

一つ目、夫婦合算で730万円未満との所得制限の撤廃を。

2点目、1回当たりの助成額の拡充を。

3点目、出産ごとに助成の回数のリセットを。

4点目、事実婚も対象者に追加することをお尋ねします。

大きな5項目めは、近鉄竜田川駅の早期バリアフリー化について質問をいたします。

この件については、これまでも何回も質問させていただきましたが、直近では2019年3月議会で一般質問をさせていただいております。町は2018年3月議会の答弁でも、「近鉄との交渉で、竜田川駅の階段の幅は狭くはなるが、バリアフリー化は可能である」と、大変前向きな御答弁を頂きました。そして、公明党として近鉄本社に早期バリアフリー化を求める会の皆様と3,242筆の署名を提出し、近鉄側も竜田川駅のバリアフリー化は必要と認識していると私たちの声に耳を傾け理解を示されましたが、まず1日の乗降客数が3,000名を超える駅を2020年度までにバリアフリー化しなければならないとのお話でありました。2017年当時の石井国土交通大臣より、利用者が3,000人未満の駅についても地域の実情に鑑み、高齢者、障がい者の利用実態を踏まえ、バリアフリー化を進めることが基本方針にも盛り込まれており、2016年度末時点でも約20%の駅がバリアフリー化されています。また、本年11月、国土交通省は現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標が令和2

年度までの期限となっていることから、バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について最終取りまとめを行い、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進が明記され、1日平均利用者数が2,000人以上、3,000人未満が目標に追加されました。

近鉄竜田川駅は御承知のとおり無人駅であり、鉄道乗降に人の手が必要な障がい者や高齢者や階段の利用が難しい方にとっては、改札からホームまでの11段の階段の上り下りに大変不便を強いられております。王寺駅との遠隔操作対応のインターホンもありますが、聴覚障がい者は利用できません。また、予約がなければ利用できず、王寺駅から駅員が到着するまで約1時間かかるそうです。バリアフリー化が早期に着手できれば大きく改善し、障がいがあっても可能な限り不便を感じずに鉄道を利用できる環境整備が必要となります。県下でも無人駅も増加しておりますが、近鉄生駒線では、無人化でバリアフリー化されていない駅は竜田川駅のみであります。

本町もますます高齢化が進み、鉄道を利用しなければならなくなるのに、近くに駅があっても利用ができない。平群町にとっては大きな課題であり、スロープ等の設置による早期バリアフリー化を近鉄をはじめ、奈良県にも強く要望すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

最後の大きな6項目めは、LINE公式アカウントの開設について質問いたします。

本町では、今リニューアルに取り組んでいただいている公式ホームページやフェイスブック、ツイッターなどにより職員の皆様が積極的に情報発信に努めていただいておりますが、行政サービス向上のため、さらにソーシャルメディアを利用した情報発信をしていくことが今後のまちづくりにおいて重要となります。総務省の喫緊の統計では、我が国のソーシャルメディアの利用率の中でLINEが82.3%と最も高く、ツイッター37.3%、インスタグラム35.5%、フェイスブック32.8%と続いております。そのような現状の中、LINE社は、地方公共団体を対象にLINE公式アカウントを無償化する新プラットフォームにおける地方公共団体プランを2019年5月より受付開始され、近隣の多くがLINE公式アカウントを開設されています。また、他自治体の状況を見ますと、新型コロナウイルス関連情報、子育て支援、イベント情報の配信、災害時の情報配信、道路等の公共施設の破損場所、連絡ツールなど、多様な行政サービスがLINE公式アカウントを利用して提供されております。町の情報発信力をさらに強化し、より町民の方が暮らしやすく、町政に興味を持ってもらうためにも有効な手段であることから、平群町LINE公式アカウントの開設をしてはいかがでしょうか。

以上、端的に明快な御答弁をどうぞよろしくお願いたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、窪議員御質問の大きな1項目め、町財政の現状と健全な財政運営の確保についてお答えいたします。

まず1点目です。本町の財政状況と今後の見通しについてですが、本町の財政状況は、各施設の維持補修費や社会保障費である扶助費の増加、駅周辺整備事業の保留地処分に係る損失補償金への対応、また公債費負担が財政を圧迫している一方で、少子・高齢化や新型コロナウイルス感染症による町税収入や地方交付税等の減少が見込まれ、非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。今後の見通しは、10月29日の全員協議会開催時にお示ししたのですが、令和3年度で実質収支が8,600万円の赤字、令和4年度では実質収支が9,000万円の赤字、そして令和7年度では実質収支で6億8,800万円の赤字となり、早期健全化基準を超える見通しとなっています。

続いて2点目、財政硬直化の克服と今後の町財政運営についてですが、先ほども答弁と重複しますが、令和2年、3年度で大きな財政出動となる駅周辺整備事業の保留地処分に係る損失補償金への対応や高止まりする公債費、これは毎年度約11億円、令和元年度末地方債残高は150億円であります、など非常に硬直した状態となっています。先日、奈良県より重症警報が発令され、平群町として大変重く受け止めているところであります。本町はこれまでも様々な機会に財政状況を説明し、財政健全化の取組について住民の皆様の御理解、御協力をお願いしてきたところでありますが、今回の重症警報は、これまで以上に財政健全化の取組を推進する契機と捉え、県とも十分に協議を進め、実効性のある新たな財政健全化計画を策定してまいります。

続いて、3点目の新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化が予算執行や新年度予算編成に与える影響についてお答えします。

いまだ収束が見えず事態の長期化が懸念されていることから、来年度において地方税・地方交付税など一般財源の減が避けがたくなっています。今年度は、コロナ対策として即効性を重視した地方創生臨時交付金や各種補助金があり、町独自のコロナ対策を実施することができましたが、事態の長期化に伴う、町単独での対応には限界があり、なおかつその財源がないのが実情であります。今後示される令和3年度地方財政計画でも、この経済情勢から地方交付税などの各種交付金は大幅に減少すると予測されます。現在、令和3年度の予算編成中ですが、今後のコロナ感染症の状況により新たな経費の発生も考えられます。

そのためにも令和2年度予算の執行管理により、少しでも多くの財源を確保し、そして令和3年度につなげることができるよう全庁的に取り組んでいるところでもあります。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

大変ありがとうございます。令和7年で実質収支が6億8,800万の赤字となると、早期健全化基準を超える見通しであると大変重い御答弁であったと思いますが、そこでですね、県とも協議して実効性ある新たな財政健全化計画を策定すると他の議員でも御答弁がありました。いつ頃策定をされる御予定か、今御報告していただければお願いしたいと思います。また、そしてですね、歳出を削減のみに目を向けるのではなく、歳入増のためにも徹して悩んで考えていただきたいなと思います。初日でしたか、言わせていただきましたが、定住促進奨励金制度なども全ての事業、取組、歳入、長い目で見ての歳入増ともなりますので、全ての事業の取組方の見直しを行っていただいて、削減はもちろんです。歳入の確保に皆さんで知恵を出していただきたいと、これはお願いをしておきたいと思います。まずこの1点、財政健全化計画の策定についてお尋ねします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

新たな財政健全化計画がいつ頃になるかというようなことでございます。この件につきましては、今現在、立案中でございます。もちろん県のほうからもいろいろと御指導、アドバイスを頂いて作成するわけでございますけれども、出来上がった段階で、公表する段階で、また議会のほうにも相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。できましたら、今までの財政健全化計画をお示しいただいておりますが、それも一定検証していただいて、どのような結果であったか。それを基に、本当に議会と行政が一体になって取り組んでいかないといけないと思いますので、私たち議会の声も聞いていただくことをお願いしたい

と思います。

最後にですが、本当に町民の皆様から新聞報道等で大変御不安な、町が潰れるような感じで思ったださってる方もいらっしゃいますので、町長よりこの財政健全化に向けた御決意等をお述べいただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

それでは、私のほうより町財政の現状と財政健全化について考えをお答えいたします。

各報道機関において、奈良県が県内の特に財政状況の悪い5市町について重症警報を発令した報道がありました。平群町もその5市町に入っております。また、本議会で提案しました令和2年度一般会計補正予算では、主事業の損失補償に対応して、やむなく財政調整基金を全て取り崩すことで予算措置をしております。このことも一層厳しい財政状況にあると報道がありました。これらの報道を住民の皆様方は大変驚かれ、また御心配をおかけしてるところであります。このように平群町の財政状況は緊急事態であり、財政健全化が喫緊の課題であり不可避の状況となっております。そのため、令和2年度の残りの期間につきましては、徹底した予算執行に努め、まずは黒字決算をすることを最優先に行政運営を努めてまいります。また、令和3年度予算においても、決して赤字団体になることがないように緊縮型の予算編成にはなりますが、職員一人一人が知恵を出し、汗を流し、歳入の確保と最少の経費で最大の効果を発揮し、住民の皆様方の期待に応えられるように、職員とともに努力してまいります。

今回の重症警報については、奈良県もその改善策について指導していくということであり、そのため県と十分に協議を行い、財政状況の改善に向けたより具体的な緊急の財政健全化計画を作成し実行してまいりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

大変ありがとうございます。町長の決意は大変重く受け止めさせていただきたいと思います。また、全ての職員の皆様も町長と同じ思いに立っていただいて、今、町長がおっしゃいましたが、知恵を出し、汗を流して頑張りたいという御決意を述べていただきましたが、私は大変不安なことばかりではなく、本当にこんな大変なことだからこそ、これは乗り越えられるから平群

町でこういう状況にあるのではないかと考えております。徹して悩み考えれば必ず道は開けると確信をしておりますので、どうか行政も議会も力を合わせて財政健全化に取り組むことが大変大事であると私も決意をしまして、この質問は以上で結構でございます。

○議長

ここで職員が入れ替わります。しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、プレミアム付商品券に関する御質問にお答えいたします。

今回ですね、プレミアム付商品券の事業をやったわけですが、従前からプレミアム付商品券という事業もこれまでもございました。ただ、これまでとの違いっていいますと、一つは年度途中で実施が決まったということ、あるいはコロナ禍で密を避けるというような必要からいろいろ検討したということ。それと、これまでですね、商品券の取扱いをいただいていた窓口、そういったところが辞退をされて、なかなか今回は取扱いをしていただける窓口が決まらなかったというようなことだとか、あるいはできるだけ年度途中からということですが、住民の皆さんが買物できる期間をできるだけ長く取りたいということで、かなり事務的には無理をしたところもございます。また、今回初めて全住民の皆さんが対象ということで、なかなか暗中模索の中やってきたということでございます。

新型コロナウイルス感染症に対する独自支援策ということで、その第2弾として、今年度プレミアム付商品券の発行事業を決定したんですが、これが8月7日の臨時議会ということで、実施までの期間が非常に短かったと。10月末に引換えはがきを発送いたしまして、11月1日から引換えを開始するということで、広報等での取扱い商店の募集がなかなか間に合わない状態でしたので、従前どおりですね、商工会に委託するというところから始めまして、商工会員向けで店舗募集を行ったということです。その後、後追いにはなるんですが、多くの町内業者にも参画してもらえるように、商工会会員ではない業者にも間口を開けまして、広報にて募集したところ。結果、12月2日時点で、スタート時の44店舗から59店舗に参加店が増えています。そのうち小規模店舗用の500円券が利用できるお店は34店舗から46店舗に増えました。

ホームページの更新に伴いまして、郵便局でのプレミアム付商品券引換え時には更新された店舗が記載されている店舗一覧表をお渡ししております。これにつきましても、事業実施時にですね、商工会員以外の商店にも募集できていればよかったというふうには考えておりますが、一つの反省点ではございます。

また、商品券の換金サイクルがこれまでは1週間ごとのものであったという御意見を頂いておりますが、以前に福祉こども課で実施したプレミアム付商品券の交付事業での商品券換金サイクルが1週間ごとでありましたのは、任意での持込みによりまして翌週末日に換金できるというシステムで、振込手数料は参加店舗が負担するという形を取っていたというふうにお聞きしております。今回、取扱い数量的にですね、全住民を対象としまして、商品券枚数も予定として3万8,000枚という過去最大の数であったということもありまして、今回の換金サイクルについては、なるべく協力いただいている参加店舗の運転資金の確保に影響が出ないように検討は行ったんですが、例えば11月1日から11月30日までの利用期間のものについては、12月1日から12月8日までの換金分の商品券送付期限を設けまして、その後、集計いたしまして12月18日に振り込むという流れで始めております。同様に12月1日から12月31日までのことについてはですね、翌年1月19日までに振り込むと。1月1日から1月15日、1月15日で終了しますので、その間のものにつきましては、振り込み日が2月10日といった月締め3回という換金サイクルとしたところです。振込手数料につきましては、委託業者負担で行っております。精算による入金がある50日後というのはですね、最長の期間として50日かかると。各店舗からレターパック等にて郵送にかかる日数と、委託業者の商品券集計支払い手続に20日前後の日数となっております。ですので、最長50日、最短で20日ほどということになっております。そのことについてはですね、加入される店舗には十分に御説明をさせていただいておりますが、今回、量的に多数発行をした商品券でありますので、買物がですね、集中する個人商店がやっぱり発生しまして、資金運用に支障を来したという御指摘ですが、その点はですね、確かに我々としましても配慮を欠いた部分があったというふうに反省するところです。同様の事業がありましたら、今後の教訓としたいと考えております。

商品券の送付につきましては、店舗からの商品券を担当課まで持参していただく手間等、担当課窓口での混雑、それと事務の煩雑さ、それを考えますと郵便追跡が可能なレターパックとクロネコヤマトの着払い宅急便での郵送が最善と、これは考えたところではございます。振込金額についても、商品券と入金金額の相違がないように、商品券の控えにも通し番号を印字して、双方で確認が

取れ安全に運用できる、そういった仕組みでやっております。いろいろ課題も浮き彫りになってきたということで、確かに我々もそのとおりに考えておりますので、今後このような事業があったときにはですね、こういったものも教訓として、より住民の方、あるいは店舗の方が利用しやすいような形で実施したいというふうに考えております。

次にですね、二つ目の新型コロナ感染防止対策の町独自支援策の活用状況と対応についてということでお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、令和2年5月21日から令和3年3月31日までの期間で、被害を受けやすい65歳以上の高齢者を含む町内の世帯に、特殊詐欺被害防止を目的に製造された自動応答録音機能がついた特殊詐欺対策機能付電話等の購入費用の一部として、上限1万円を助成しているところです。予算額は約200件分で200万円を計上しております。現在の実績は97件となっております。

また、周知としましては、町広報紙や公式ホームページ、フェイスブックに掲載しており、啓発用のチラシを作成して全自治会へ回覧していただきました。ほかですね、町内の金融機関や郵便局、町内の高齢者が集まる施設として平群町の社会福祉協議会、老人福祉センターかしのき荘、地域包括支援センターにおいても窓口や、あるいはATM付近に制度周知のチラシ及び申請書類一式を掲出し、また職員からは町独自助成金制度の紹介の声かけをしていただくなどやっております。また、出前講座の開催を行っております。またですね、民生委員さんからも積極的に制度を高齢者の方に周知していただくようお願いしておるところです。

これらの実績に対する認識ですが、申請件数に関しては県内で迷惑電話防止機器購入補助を実施している奈良市、大和郡山市、生駒市、橿原市、宇陀市、斑鳩町と比較しても、当町の申込み件数が突出して多いことから、かなり周知は行き届いているものと考えております。また、本町の取組事例も参考に、令和2年11月1日からは、西和地区防犯協議会の防犯電話購入補助事業も開始されるなど、迷惑電話防止機器購入補助を通じて、広域圏での特殊詐欺対策の連携にもつながっているものと考えております。令和3年以降ですが、西和地区防犯協議会の防犯電話購入補助事業による上限5,000円の補助、これを活用していただけたらと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

続いて、三つ目の中小企業者等事業継続支援金も第2弾で対象者を拡充したが、現在の実績とさらなる対応についてということでの御質問にお答えいたします。

本町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症により業況が悪化し、事業活動に影響を受けている町内の中小企業者等を対象に、家賃等の固定費や運転資金など事業の継続に必要な経費に対し、幅広く活用できる1事業者につき1回限りで、個人事業者に対しては5万円、法人に対しては10万円の支援金を令和2年5月21日から支給しているところであります。また、第2弾の平群町独自支援策において、国や県の支援施策の拡充に伴いまして、支給対象者としてセーフティーネット保証4号・5号、危機関連保証は継続し、新型コロナウイルス感染症対応資金、セーフティーネット貸付け、新型コロナウイルス感染症特別貸付け、新型コロナウイルス対策マル系融資、危機対応融資、持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、以上の9項目を新たに加えて、申請受付期間を令和2年7月31日から令和3年2月28日まで延長いたしました。

現在の実績ですが、事業者別では申請受付件数が法人73件、個人事業主92件の合計165件、支援金交付額が法人730万円、個人事業主460万円の合計1,190万円となっております。対象者を拡充以降、持続化給付金利用申請者が増加し、中でも個人事業者からの申請が増えたことから、事業継続の一助として十分効果があったと認識しております。

周知としましては、町広報紙や公式ホームページに掲載しております。また、啓発用のチラシを作成し、商工会広報等と一緒に制度周知チラシを同封して発送しました。町内の金融機関に制度周知チラシ及び申請書類一式を掲出してあります。職員から町独自助成金制度の紹介の声かけをしていただくなど、町独自助成金制度の周知と協力依頼も実施しております。

今後の対応についてですが、本支援策にさらなる延長等の対応は今のところ考えておりませんが、再度新型コロナウイルス感染者が増加している社会情勢を考え、国等が事業者に対し新たな支援策を決定した場合は、事業者に対し素早く情報発信するとともに、本町の申請受付が終了するまでに、再度、広報紙等で周知に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは福祉こども課より、4点目の社会福祉協議会で実施されています緊急小口資金・総合支援資金の実績と今後の周知方法についての御質問にお答え

いたします。

まず、貸付け申請の受付件数について、令和2年12月7日現在、緊急小口資金が61件、総合支援資金が52件、合計で113件で、そのうち重複申請が43件となっています。

次に、今後の周知方法についてですが、社会福祉協議会ではホームページをはじめ、随時社協だよりに掲載をされており、また平群町ではホームページで内閣官房ホームページの新型コロナウイルス感染症対策にリンクしており、社協の貸付け制度のほか様々な制度の周知を行っているところでございます。

議員御質問の緊急小口資金・総合支援資金については、年末年始に向け町ホームページで貸付け制度の概要や申請時期が12月末から令和3年3月末まで延長されたことなど、さらに制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

大変ありがとうございます。まず、プレミアム付商品券についてですが、今、課長のほうからなる御丁寧な説明がありましたが、年度途中で大変御苦労されたことは本当に感謝をしております。ただ、残念だったのは、やはり今までと違うやり方ですので、商工会をしてくださったのが、それが担当できないということで、新しく委託をしたということもあったと思いますけれども、今回この質問をさせていただいたのは、今後の教訓のために何もこれでどうのこうの言うために質問してるわけではありませんので、まず冒頭申し上げたいと思います。

まず、この商工会に加入をされてない業者さんもたくさんいらっしゃいますので、同時に募集が必要であったと思います。購入に行ったときから相当な件数ですね、最初の44件から59件ですから、15件の更新になってるわけですのでね、そのときに行ったときに更新される、一番最初に来てたら44件しか分からなかったと。あとはホームページでというのは、少しこれは反省点あると言ってくださってましたので、ここは次にあるときはこういうことのないようにお願いしたいと思います。

一番大きいのが、やはり使用済み商品券の換金です。平群町は11月1日から月1回です。私もこの質問をさせてもらうに当たりまして、近隣ほとんどの町を確認させていただきましたが、この精算回数はどこも月に2回をされておりますのでね、なぜ平群町が1回だけだったのか。今回、委託業者が高額な料金の委託料を払ってるのに、委託業者がそれを断ったのか。それとも、こちら

から向こうが月1回だから、はい、そうですかと、こういうふうにそこまで配慮が、課長は配慮が欠いたとおっしゃいましたけれども、そういう委託業者ですね、大体、交通会社の委託業者にされてるところは近隣では多いんですけどね。大体月2回ということになってるので、やっぱり年末年始でたくさん皆さんが買いにこられて、金券はあるけれどもお金じゃない、じゃあ、支払えない。じゃあ、借金をしてお金を借りて払うと月末の支払い、こういうところへの配慮が本当にしていただきたかったなど。これ、委託業者に町の提案を言いにくかったのか、それともそこまで気づかない、もうこれはいいですけども、今後ですね、前回の5年前もこのプレミアム付商品券を発行してるんですけど、このときは56件でした。ですから、今回は前回と比べましたら、5年前のときにされてた方が今回は12件ほどされてないですが、ただ、担当課も頑張ってくくださったおかげで59件ということでありましてけれども、そこは指摘だけはしておきたいと思います。

そして、再質問ですが、直近で今、何枚販売されてるのか。何%か、お尋ねしたいと思います。また、来年1月15日までの使用期間ですので、買い忘れ、使い忘れのないよう、どのような対策をお考えであるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。レターパックは安全だということですが、レターパックにお金を入れて送るなどということがありますので、着くまで大変心配されております。ただ、近隣を聞いてみたら、やはり袋でということですが、平群町内は狭いので、町内業者は46件ですが、役場へ持ってきたほうが早いという御意見も聞いておりますので、これはお伝えしておきたいと思います。

そして、特殊詐欺についてですが、今97件分執行してるということですが、あと100件分、どのように活用を、今ある周知方法をたくさんの方にお世話になって周知していますが、あと100件が残ってるということですが、どのような対策をお考えかということと、令和3年度以降は、平群町独自で1万円が上限というようなのは近隣のどこを探してもありませんので、来年、令和3年度以降は、西和地区防犯協議会の上限5,000円を活用していただけたらということですが、これは防犯協議会に町が登録をするのか、やはりここもしっかりと住民の皆様には3月31日までは上限1万円ですが、4月1日からは防犯協議会で5,000円ですと、それも併せてやはり周知をしていただきたいと思いますが、その対応をお尋ねしたいと思います。

あと、中小企業は増加、拡大をしていただいたので、ここまで来ておりますが、また周知もお願いしておきたいと思います。

また、緊急小口資金・総合支援資金ですね、今回、本当にコロナ禍で大変厳しい生活状況の中で、住民税非課税世帯の方は、この金額、貸付けしても返さ

なくてもいいと。普通は貸付けですけれども、コロナ禍で住民非課税世帯は返さなくてもいい方が、国がそういうふうにしておりますので、こういうことも御存じのない方もたくさんいらっしゃると思いますので、分かりやすい周知をお願いしたいと思います。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、商品券の件については、御指摘について受け止めて、今後の課題、教訓とさせていただきます。業者が決まりましたのもかなり遅かったというのと、それと業者も入札をしまして最も安い金額を提示されたところ、その中でもそもそも換金サイクルについては月1回でということで、こちらからの要件として指示した部分でございます。それが今回ですね、全住民を対象にして金額も1人2枚ということで1万円まで使えると。そのうち小売店舗が1万円のうち2,000円分ということで、かなり全住民の方からするとですね、数からすると高額、かなり大きなお金になるということで、使用店舗も59店舗ということですが、こういう店舗がそんなにあるわけじゃないので、集中したときに月1回の換金ではかなり資金繰りが厳しかったんだろということについて、今回こういうことになりましたが、今後同様のことがあれば、そこら辺は考慮していきたいと思います。

プレミアム商品券の販売実績ですが、12月11日現在で3万1,105枚、予定数が3万8,000枚でしたので、82%の商品券の交換が進んでおります。

それと詐欺防止機器の関係ですが、予算については残り100件分ほどあるんですが、97件の実績で今時点でもかなり申込みがあります。じゃあ、200件が適当なのかというと、これはあくまでも当初予算を組むときに、最大さすがにこれだけあれば大丈夫だろうということで予算を組んだということで、ちなみにですね、他の自治体の件数で参考に近隣でいいますと、今年度ですね、令和2年度の上半期分でいいますと、安堵町で2件、三郷町で5件、斑鳩町で3件、上牧1件ということで、王寺、河合については今年度はまだないということです。例えば、奈良市でいいますと、上半期で34件です。大和郡山市で9件、生駒市で17件、橿原市で3件、宇陀市で5件という実績、いろいろお聞きしたところでいいますと、平群町は97件ということですので、必要な方にはかなり行き渡りつつあると思っております。昨日も申込みがございましたから、この調子で実施期限まですればかなりの件数になるかなと思っております。西和の協議会のほうで実施されてるのは、もう既にチラシ等で各地に広報され

てます。その中で、平群町の場合は上限1万円という独自施策があるので、平群町にお住まいの方は平群町の事業を利用してくださいというような内容でチラシを配っていただいております。今後ともですね、これまでやってるような周知は手を緩めずにやっていきたいと考えておりますので、かなり利用者については必要な方に行き渡るような形で事業が進んでいるというふうに考えております。

以上です。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございました。プレミアム付商品券は82%ということですが、18%の方がもう必要ないと思われてるのか、それは分かりませんので、ちょっと購入忘れ、使い忘れのないようにね、しっかりと対策をお考えをいただきたいと思います。また97件が多いか少ないか、これだけ上限1万円というような県下はどこもありませんので、2分の1で1万円とかそういうところですので、ちょっと比べるのはどうなのかなと思います。大変御苦労してくださったおかげで97件であるということは認めたいと思います。ただですね、3月31日から4月1日、1日変わっただけで5,000円になるわけですから、しっかり平群町としても周知をすべきではないかということ是指摘しておきたいと思います。

そして、町全体のことですので副町長にお尋ねしたいと思いますが、やはりですね、今後、本当にコロナの感染者が増加をしております。私たち、本当にまだまだ生活が大変な状況で店を閉めないといけないという方もこの年末年始あられるかもわかりませんのでね、今、観光産業課、また福祉こども課等とありましたが、そういうしっかりと何ていうんですかね、支援が必要な方に届くようにいろんなツールを使って、お忘れではないですかとか、いつまでですと、それを一まとめにですね、今の特殊詐欺の部分もそうですが、しっかりとした町全体として、今、年末年始を迎えるに当たってですね、申請をしていただけるように周知が必要だと思うんですが、副町長、いかがでしょうか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

近隣の特殊詐欺被害防止の機器の実績、私わざわざ言ったんですが、ちょっと数字が間違ってますので訂正します。今年度の上半期ということで、安堵町が3件、三郷が10件、斑鳩が21件、上牧町が16件、王寺町が9件、河合町

が18件、奈良市が53件、大和郡山市が93件、生駒市が38件、橿原市が51件、宇陀市が44件、私がさきに述べた件数というのは、特殊詐欺の被害件数でしたので、すみません。

プレミアム付商品券の引換え忘れがないですかというのは、1月1日の広報のそこには、一応期限はここまでですからお忘れのないようにという記事は掲載する予定です。

○議長

副町長。

○副町長

いろいろと事業者支援については行ってきてるわけですし、今、議員から御指摘ありましたことにつきましては、ただいま課長も答弁しておりますけども、ぜひですね、検証して次年度以降につなげていくと。もし事業をするのであればそういう形でやっていきたいと。あくまでも、こういった事業者支援といふかな、要は事業者が潤う、またあるいは利用者にもメリットがあるという、そういった制度でございます。今後ですね、こういった制度につきましては利用して、事業者の支援につきましてはきめ細かくということで、届いてないところについてはPRしていくということで、そういったところも含めてやっていきたいなというふうに考えてます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。やはり申請しないと、幾らいい事業をしても皆さんの手元に来ませんので、できるだけ速やかに分かりやすい形で、全てのこういう実施を、国の費用を使ってやってる実施も含めまして、先ほどの西和地区の防犯協議会の件も含めまして、全てしっかりとした速やかな支援が行き届くような情報発信をお願いしておきたいと思えます。

それでは、次をお願いいたします。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、窪議員の大きな3項目めの子ども家庭総合支援拠点の設置についての御質問にお答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点につきましては、議員お述べのように、全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象とし、その福祉に関し必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものでございます。このため子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対して切れ目のない支援を提供するとともに、子育て支援策と母子保健施設との連携や調整を図り、より効果的な支援につなげるため、同一の主担当機関が本拠点と子育て世代包括支援センターの二つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められています。このことを踏まえまして、本年6月に関係課において、本拠点の設置について検討の場を持ちましたが、設置要件として多くの市町村で課題となっている専門職2名の配置のほか、相談室や親子の交流スペースの設備の確保などを要することから、現在も検討を続けているところでございます。今後、設置時期が令和4年度末までに迫っていることから、専門職の配置などの課題も含め、どのような体制であれば適切に機能を果たすことができるのかを踏まえながら、できるだけ早い段階で設置時期を決められるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、御答弁でできるだけ早い段階で設置時期を決めたいということであると分かりました。そこで、県内の設置数と今後の設置予定について、県下の状況をお尋ねしたいと思います。

また、専門職の配置が一番大きな課題の一つであると思いますが、国の補助金等があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、再質問にお答えいたします。

奈良県下の設置状況についてということで、奈良県下ではこれまで11市町村、7市2町2村で設置をされております。近隣では、西和7町ではこれまでに設置がございませんが、令和3年4月に三郷町、斑鳩町、上牧町で設置予定と聞いております。

あと、補助金等についてでございます。専門職員の正職員1名については交付税措置ということで聞いております。そのほか専門職の会計年度任用職員や

運営費等については、基準額の2分の1、国庫補助と聞いています。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。近隣も令和4年度末までの設置時期ですので、多くのところが準備を進められていると思います。大変御苦勞をおかけしますが、庁内でしっかりと連携をしていただいて、本町にとって一番よい形での設置をお願いしておきたいと思います。これにつきましては以上で結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは窪議員、4項目めの一般不妊治療・不育治療助成の拡大をについての御質問にお答えいたします。

平群町では、平成29年度から一般不妊、平成30年度から不育治療費の助成を行っています。助成期間はいずれも最初の申請から5年以内とし、年間実績は両方で16から17件程度、実績額として80万から85万円程度となっています。直近の県下の助成状況では、一般不妊治療が26市町村、不育治療費が16市町村で、補助額は平群町と同じ5万円が全体の65%であり、そのうち自己負担額の2分の1としている市町村もありますが、当町ではそのような縛りは設けておりません。現在、戸籍上夫婦である者、夫婦いずれかが1年以上住民である者を対象としていますが、来年度からは治療または検査日において住民である者を対象にしていきたいと考えております。また、事実婚を対象としていくこと、所得制限の基準額の撤廃及び出産ごとの助成回数リセットにつきましては、現在検討されています国の不妊治療の助成基準に合わせて見直しをしていきたいと考えております。

なお、助成額の増額につきましては、近隣自治体との状況を見て、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長

窪君。

○ 1 0 番

ありがとうございます。来年度から平群町は1年以上の住民であるという縛りを外して、治療または検査日に住民である方を対象にしたいと、大変前向きな御答弁ありがとうございます。ただ、国の基準に合わせて見直してまいりたいと、ほかの件についてはということではありますが、現在検討されている国の不妊治療の助成基準、併せて見直していきたいということでもあります。すみません、国が早速ですね、昨日の閣議決定で2020年度第3次補正予算案が示されまして、来年1月から1回当たりの助成額を原則15万円から30万円に倍増させ、助成の回数も子ども1人当たり最大6回に改め、また2022年度当初からの保険適用への移行を見据えて、法律婚に加え事実婚も対象とし、所得制限も撤廃する方針を示されておられます。いよいよこの少子化対策で、本当に不妊治療・不育治療への動きが加速をしておりますが、西脇町長に平群町としての不妊治療・不育治療の拡大に対する御見解をお尋ねしたいと思います。

○ 議 長

町長。

○ 町 長

それでは、窪議員の御質問にお答えさせていただきます。平群町では、不妊・不育治療の助成につきましては御提案を頂き、平成29年には不妊治療、平成30年には不育治療の助成を行っております。少子化対策には大変重要な施策であるというふうに認識をしております。危機的財政状況の中ではありますが、単独事業で行っております。この事業を継続していくために、今のところ現状維持で了解していただけたらと思います。ただ、今、課長が申しましたように、対象者については住民を対象にしてというようなことに行ってまいりたいと思います。ただ、国のほうでは今、議員さんが言われましたが、閣議決定されたということもあるんですけども、現行制度の助成制度の拡充や不妊治療の保険適用に向けた検討をされておることから、国の動向を注視して国の基準改正に合わせた見直しは行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○ 議 長

窪君。

○ 1 0 番

ありがとうございます。閣議決定を昨日したところではありますが、本町としても国の基準に合わせて見直しを行ってまいりたいということで、前向きな御答弁と受け止めさせていただきたいと思います。不妊治療等を行う人々が本当に安心して治療に取り組むことができるようお願いをいたしまして、この件

につきましては以上で結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、5点目の近鉄竜田川駅の早期バリアフリー化をについてお答えさせていただきます。

竜田川駅のバリアフリー化につきましては以前からの懸案事項であり、その必要性については認識しているところでございます。議員御指摘のとおり、バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標値において、1日の平均利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅につきましては、原則全てを可能な限り早期にバリアフリー化し、またバリアフリー基本構想の生活関連施設に位置づけられていれば、2,000人以上の鉄軌道駅についても全てバリアフリー化する旨の最終取りまとめがなされたところでございます。事業対象人数が引き下げられたことで、より一層実現に向けた関係機関との協議を進めるべきと改めて認識しているところでございます。

竜田川駅付近には、公共施設としまして保健福祉センタープリズムめぐりや、ゆめさとこども園が所在し、高齢者や子ども連れの保護者などが多く利用する駅でもあります。また、周辺自治会においては高齢化が進み、スロープ設置等のバリアフリー化が実現しなければ、今後ますます利用者数が減少し、公共交通の衰退も懸念されます。そういった状況も十分に把握した上で、今後は本町の現状を鉄道事業者である近鉄はもちろんのこと、奈良県に対しましても訴え、理解と協力を求めながら、そしてより一層の支援が得られるよう、今後も引き続き近鉄生駒線利用促進協議会の場だけに止まらずに協議し、強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今の課長の御答弁、今までもずっとこの御答弁は各課長にさせていただいてまいりましたが、より一層実現に向け関係機関と協議し

たいと、決意の籠もる御答弁であったと私は受け止めさせていただきたいと思
います。近鉄をはじめ、県にも理解と協力を求めながらということでありませ
が、最後にですね、平群町にとって竜田川駅のスロープ設置による早期バリア
フリー化は喫緊の課題であることから、西脇町長に御見解をお尋ねしたいと思
います。

○議 長
町長。

○町 長
それでは、窪議員さんの質問に答えさせていただきます。

平群町内の生駒線での無人化でバリアフリー化されていない駅は、竜田川駅
の一駅であるということは認識をしております。また、竜田川駅を御利用される
高齢者や障がいのある方については大変御不便をかけております。竜田川駅
のバリアフリーに向けて、引き続き奈良県に対しても協力を求め、事業者であり
ます近畿日本鉄道に現状を訴え、早期にバリアフリー化をしていただくよう要
望はしてまいります。

以上です。

○議 長
窪君。

○10番
町長、大変ありがとうございます。平群町の高齢化は大変加速をしてお
りますので、公共交通の整備の一環で人口減を加速をさせることにもつなが
りますので、どうか全力を挙げて取り組んでいただくことをお願いをいたしま
して、この質問は以上で結構でございます。

○議 長
ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長
政策推進課長。

○政策推進課長
それでは、続いて6項目めのLINE公式アカウントの開設をについてお答
えいたします。

現在、本町の情報発信ツールとしては、ホームページはもちろんのこと、フ
ェイスブックやツイッターも利用して、より多くの住民の皆様へ情報発信がで

きるよう努めているところであります。これらソーシャルメディアを利用した情報発信は、議員お述べのとおり、今後のまちづくりにおいて重要と認識しております。現在、運用しているフェイスブックやツイッターは、住民が必要なときに自由に閲覧し、自ら情報を得ることができる情報発信ツール（プル型）であるのに対し、LINEは発信側が届けたい情報を登録者全員に提供することができる情報発信ツール（プッシュ型）となります。必要な人が必要なときに情報を得るのではなく、発信する情報に興味がない人にも提供してしまうという問題がありますが、情報を使い分けることで、より効果的に住民の皆様へ情報を提供することができると考えています。今後は発信する情報の種類や機能の拡張など、既に導入している市町村を参考に、導入に向けて前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

大変前向きな御答弁をありがとうございます。それでは、このLINE公式アカウントの開設の時期ですね、いつ頃とお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

開設の時期についての御質問でございます。

LINEアカウントにつきましては、今後、運用方針を固めまして、事務手続も進めてまいります。できるだけ早い時期には思っておりますけれども、来年4月にホームページのリニューアルもしてまいりますので、それに合わせてできればなと思っております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今回も一般質問は、いろんなところにまたがるんですが、行政として幾らすばらしい事業を実施しても、住民が知らなければ利用ができません。また財政が厳しくとも、親切な情報発信にはお金は1円もかかりません。スマホの普及でLINEを活用される方が大変御高齢の皆様も増加しておりますので、一日も早い導入をお願いをいたしまして、私の一般質問を

長時間、大変ありがとうございます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4 時 0 2 分)